

令和 3 年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和 4 年 3 月 11 日付け神奈川県公報号外第 9 号で公表している令和 3 年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 7 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

令和 3 年度包括外部監査結果報告書（令和 4 年 3 月 11 日（神奈川県公報号外第 9 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表。）記載の「指摘事項」66 項目及び「意見的指摘事項」47 項目のうち、知事部局所管の「指摘事項」51 項目及び「意見的指摘事項」32 項目並びに企業庁所管の「指摘事項」5 項目及び「意見的指摘事項」1 項目について、令和 4 年 10 月 14 日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。

1 令和 3 年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>1 遅延損害金を調定・徴収すべきである（産業廃棄物最終処分場処理手数料）</b></p> <p>本件債権について、債権所管課は、民法第 415 条第 1 項本文が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。</p> <p>しかし、民法第 415 条第 1 項本文の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解である。また、本件債権についても、民法の原則（第 419 条第 1 項、同第 2 項、第 404 条第 2 項）のとおり、本来の履行期限後は、何らの手続等を要することなく、当然に損害賠償請求権としての遅延損害金債権（現在は年 3%）が発生することとなると解される。</p> <p>地方公共団体の有する債権については、最高裁判平成 16 年 4 月 23 日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の民法第 415 条第 1 項本文の理解には重大な疑問がある。</p> <p>さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号）を満たしているような場合等はおくとしても、本債権に係る遅延損害</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日以降の搬入分により発生する債権について、契約書に遅延損害金の扱いを明記し、遅延損害金の調定・徴収を行う。</p>	<p>資源循環推進課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>金一般につきすべからず請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱いは、かえって、履行期限を遵守して本債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本債権の債務者と他の債権の債務者との間の公平を害するものとさえいうことができる。</p> <p>したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P54）</p>		
<p><b>2 徴収不能引当金を適切に計上すべきである（産業廃棄物最終処分場処理手数料）</b></p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。</p> <p>本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものがあることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P54）</p>	<p>過年度収入未済債権について、回収の可能性のあるものを除いた全額を令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金として計上する。</p>	<p>資源循環推進課</p>
<p><b>3 連帯保証人に対する請求等を躊躇なく行うべきである（農業改良資金貸付金返納金及び同延滞違約金）</b></p> <p>少なくとも令和2年度末時点で残存する本件債権については、一部の例外を除き連帯保証人に対する請求等が行われていないが、これら本件債権は、既に本来の償還期限を長期間徒過しているものであるから、相当に高度な理由のない限り、連帯保証人に対する請求等を回避すべきではない。</p> <p>とりわけ、一部の債務者においては、連帯保証人には迷惑をかけたくないなどと債務者から強く要請され、これに押し切られる形で連帯保証人に対する請求等を行っていないことが窺われるが、このような状態は、連帯保証人を立てることを貸付条件としていた本貸付制度の趣旨に反するものというほかなく、特にこれらの債務者については、連帯保証人に対する請求等を躊躇なく行うべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P59）</p>	<p>連帯保証人は、主債務者と同等の責任を負っているため、本来的には請求等すべき相手方であることから、請求等を行うべきであると考えられる。</p> <p>しかし、連帯保証人へ請求等を進める場合、延滞が相当経過してからの連絡になることから、指摘事項でも記載されており、主債務者からの強い反発が想定される。</p> <p>このため、令和4年6月30日を期限に、主債務者に対し一括納付を促し、当該納付ができない場合は連帯保証人に請求等を行う旨の催告を令和4年4月22日付けで行った。</p> <p>当該催告に対する納付が行われなかった場合は、主債務者の連帯保証人に対し、令和4年8月4日付けで請求等を行った。</p> <p>（参考）</p>	<p>農業振興課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
	令和4年4月22日付けの催告により、一部の主債務者が来庁し、連帯保証人への連絡は控えるよう強く要請されたが、納付期限までに納付されない場合は、連帯保証人に請求等を行うことを伝えた。	
<p><b>4 徴収不能引当金を適切に計上すべきである（農業改良資金貸付金返納金及び同延滞違約金）</b></p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。</p> <p>本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものがあることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P59）</p>	債務者の資力や滞留期間などから個別に回収可能性を判断し、令和4年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上する。	農業振興課
<p><b>5 債権が放置状態であったこと（世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>令和元年度末時点において全28件の債権についてすでに10年の時効が完成していたところ、いずれの債権についても令和2年度より前の各債務者との交渉記録は平成7年3月時点のものしか残されていない。なお、平成11年4月に未調定であった特別奨学金が臨時調定されているが、その後も債権の回収に向けたしかるべき措置が取られた形跡はない。</p> <p>よって、少なくとも平成12年以降はいずれの債権も完全に放置されていたと言わざるを得ず、しかるべき債権管理が全くなされていなかったと言える。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P63）</p>	世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金については、令和2年度に債務者の所在調査等の事案整理を行い、その全件を債権放棄、時効の援用の申し出により欠損処分としており、既に未済はない。	子ども家庭課
<p><b>6 時効援用書の記載内容について（世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>債務者から提出された時効援用書は県が用意したものであるところ、いずれも下記記載があり、債務者の住所と氏名について債務者の自署がなされている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「私が、神奈川県から貸付を受けた世帯更生特別奨学金については、最終支払日から起算して10年以上経過しており、債権の時効の援用を申し出ます。</p> <p>今後、世帯更生特別奨学金に掛かる一切の債権</p>	世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金の時効の援用書については、貸付日、償還期間等の正確な資料が存在しないものの、貸付番号、借付金額及びその内訳は判明していることから、援用書の様式を改正して、これらを記載し、債権を特定させることとした。	子ども家庭課

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>については請求しないでください。」</p> <p>本件債権については、同一の債務者が複数の奨学金の貸付を受けることはできないため、上記記載でも債権の特定に欠けるとまでは言えない。しかしながら、債務者から時効援用書を提出してもらった場合は、債権の特定のため、可能な限り貸付日ないし貸付期間及び貸付金額を記載するべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P64）</p>		
<p><b>7 相続人からの時効援用について（世帯更正特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>（1）債務者（借受人及び保証人）が死亡した場合、当該債務者の相続人が債務を承継するが、相続人が複数いる場合、債務は法定相続分に従って当然に各相続人に分割承継されることになる。したがって、ある相続人から時効援用がなされたとしても、その効果は当該相続人が承継した債務についてだけ生じ、他の相続人については時効援用の効果は及ばない。</p> <p>（2）番号2（令和3年度包括外部監査結果報告書 P62参照）の債権については、借受人及び保証人（借受人の父）の双方が既に死亡しているところ、相続人3名（借受人の兄弟姉妹）から時効援用書が提出されている。</p> <p>借受人の相続人はその父（保証人）と母であり、仮に母が生存している場合は母からも時効を援用してもらう必要があるが、母については相続調査がなされた形跡がない。</p> <p>また、上記債権の「滞納整理経過」には、「保証人には前妻との間に2名子どもがいるが、対象外とする」との記載があるが、仮にそうだとすれば前妻との間の子も保証人の相続人となるのであるから、「対象外とする」との判断は不適切である。</p> <p>よって、番号2の債権については、一部の相続人に対する債権が残っている可能性が高いが、それにもかかわらず全額について不納欠損処理がなされてしまっている。</p> <p>客観的に存在する債権について誤って不納欠損処理がなされた場合でも、当該債権が消滅するわけではないので、上記母（又はその相続人）及び父の前妻との間の子からあらためて時効援用書を提出してもらうべきである。なお、その際に不納欠損処理を取り消すまでの必要はないと思料する。</p> <p>（3）番号15（令和3年度包括外部監査結果報告書 P62参照）の債権については、「滞納整理経過」に「相続人は兄弟3人と借受人の妻となる」旨の記載があるが、時効援用書は借受人の妻から提出されたもののみである。借受人の妻からは「借受人</p>	<p>（2）については、母親の相続人を調査の上、相続関係図を作成、令和4年6月までに援用書の提出及び口頭での援用申出を受けた。</p> <p>（3）については、資料を再調査のうえ家庭裁判所に対し相続放棄の有無を照会したところ、相続放棄がされていないことを確認したため、援用書未提出である相続人2名について、令和4年3月に時効の援用書を提出させた。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>の兄弟2人には相続放棄して貰った」旨の記載もあるが、実際には相続放棄はされておらず、遺産分割協議書にて借受人の妻が借受人の遺産の全部を相続する旨の記載があるだけである。したがって、借受人の兄弟2人もその法定相続分に応じて借受人の債務を相続していることになる。</p> <p>よって、番号15の債権についても、一部の相続人に対する債権が残っている可能性が高いが、それにもかかわらず全額について不納欠損処理がなされてしまっている。</p> <p>同債権についても、上記（2）で述べたところと同様、不納欠損処理を取り消すまでの必要はないが、上記兄弟2名からあらためて時効援用書を提出してもらうべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P64）</p>		
<p><b>8 徴収不能引当金の計上について（世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>過去の不納欠損の実績がなくとも、令和2年度においてすでに全債権について消滅時効が完成しており、回収可能性に疑義が生じている場合には債権の全部またはその相当部分について徴収不能引当金を計上するべきであったと言うべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P65）</p>	<p>本来、前年度の不納欠損率等を勘案し、翌年度の徴収不能引当金に計上すべきであるが、令和2年度に本格的な滞納整理を行い、その全件を不納欠損としたため、徴収不能引当金の計上は行わないこととした。</p>	子ども家庭課
<p><b>9 絶対的な人員不足による債権管理事務の停滞（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>本件債権は、すでに滞納が発生している債務者だけでも3,000人前後にのぼり、かつ、同一の債務者が異なる複数の借入をしていることから、債権の管理には多大な時間と労力を要するものである。</p> <p>それにもかかわらず、債権の管理・回収にあっているのは実質的に2～3名程度の職員のみであり、かつ、当該職員も他の業務と兼務しているとのことで、他の業務が多忙な時期には債権管理業務は後回しになってしまっているのが実態であり、事実上、大半の債権について適切な債権管理をすることが不可能な状況である。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P73）</p>	<p>債権管理事務については、より効率的な管理・回収に努めるとともに、業務の執行に係る体制の強化に向けて、引き続き、事務配分などについて必要な検討を行っていく。</p>	子ども家庭課
<p><b>10 徴収停止措置が活用されていないこと（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>（1）本件債権については、徴収停止措置が全く活用されていない。</p> <p>（2）督促をしてもなお支払がなされない債権については、履行延期の特約の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ（地方自治法施行令第171条の2）、訴訟の場合は少なくとも6,600円（印紙代1,000円、郵便切手代5,600円）、支払督促の場合でも約2,500円（印紙代500円、郵</p>	<p>徴収停止については、包括外部監査人宛に提出した資料から6,600円以下の事案を全件精査したうえ、返済中、または、一時的な滞納であるものを除いた13件について、令和4年3月31日付で徴収停止とした。</p> <p>また、全て時効が完成していることから、債権管理条例第6条の規定により債権放棄を令和4年5月に行った。</p>	子ども家庭課

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>便切手代約2,000円)の費用がかかることになるのであるから、債権の額が上記費用の額に満たないものについては、同法施行令第171条の5第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。</p> <p>(3) この点、県が直接管理する債権のうち債権額が2,500円未満のものは38件あるが、これらの債権については、支払督促の申立てに要する費用に満たないことは明らかであるから、徴収停止の措置を取るべきである。</p> <p>(4) 法的措置としては支払督促よりも訴訟提起によるのが適切であるが、その場合には少なくとも6,600円の費用がかかることになる。県が直接管理する債権のうち金額が2,500円以上6,600円未満のものは51件あるが、これらの債権についても、同法施行令第171条の5第3号に基づき積極的に徴収停止の措置を取るべきであろう。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P73)</p>		
<p><b>11 法的回収手続きについて（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>(1) 令和元年度は計59名の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が3,000名以上いることからすれば、本来法的手続きが必要な債務者のうちごく一部についてしか手続きが取られていないものと思われる。</p> <p>予算や人員との関係から、現状ではやむを得ないのであるが、早急に改善が必要である。</p> <p>(2) 法的手続きとしてはもっぱら支払督促が利用されているが、これは神奈川県債権管理条例第5条第3項が法的措置による履行の請求として「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定していることによるものと思われる。</p> <p>この点、支払督促は債務者に滞納額全額の一括払いを命じるものであるところ、それまで滞納を重ねてきた債務者が任意に一括払いをする可能性は極めて低く、それゆえ、債務名義取得後に強制執行の申立てをせざるを得ない。しかるに、債務者の財産状況等に関する情報が不十分であるため、ただちに強制執行を申し立てることができておらず、債務名義を取得しても有効な回収に結びついていない。</p> <p>一般的に、自治体の有する債権について法的措置が必要となった場合は、訴訟を提起したうえで、債務者から分割払いの申出があった場合は、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に</p>	<p>支払督促については、予算や人員の許す範囲で可能な限り実施するとともに、業務の執行に係る体制の強化に向けて、引き続き、事務配分などについて必要な検討を行っていく。</p> <p>また、裁判上の和解等に関わらず、債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、地方自治法で定める履行延期の特約の要件を満たすか否かを踏まえたうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じることとした。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し（民事訴訟法第267条）、または和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）を得ること等により債務名義を取得する方法により、分割払いに応じるのが実効的な回収に結びつくといえる。</p> <p>(3) また、令和元年度に支払督促を申し立てた59件のうち4件は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができない(民事訴訟法第382条但書)ことによるものと思われる。</p> <p>これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ（民事訴訟法第110条～第113条）、債務者の所在が不明であっても債務名義を取得することが可能である。</p> <p>したがって、本件債権について法的措置による履行の請求が必要となった場合についても、直ちに強制執行により回収可能な財産があらかじめ把握できているなどの特段の事情がない限りは、訴訟を提起したうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることを絶対的な人員不足の解消と合わせ第一義的な措置として検討すべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P74)</p>		
<p><b>12 支払督促申立後の対応について（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>(1) 分割払いの申出があった場合の対応</p> <p>令和元年度に支払督促を申し立てた59件のうち20件は督促異議とともに分割払いの申出があった債務者であるが、これらについては、いずれも納付誓約書の提出を条件に申立てを取り下げている。</p> <p>しかし、これではその後納付誓約に基づいた支払がなされない場合は、あらためて法的措置をもって履行の請求をしなければならないことになるが、これでは当初の支払督促申立てにかかる費用と労力が無駄になってしまうことは明らかである。</p> <p>したがって、支払督促申立後に債務者から督促異議があり、かつ、分割払いの申出がなされた場合は訴訟手続に移行させるとともに、裁判上の和解または和解に代わる決定により債務名義を得る方法で分割払いに応じるべきである。</p> <p>(2) 債務名義取得後の対応</p> <p>債務名義取得後も速やかに支払いのない債務者については強制執行の手続をとる必要がある（地方自治法施行令第171条の2第2号）。</p> <p>前述のとおり、本件債権については、令和元年度に支払督促を申し立てた59件のうち33件につ</p>	<p>(1) については、支払督促の申立後、債務者から異議申立があった場合は、分納誓約書を提出させるとともに資産状況等を綿密に聴取したうえで、滞納者自ら督促異議申立を取り下げさせることとし、令和3年11月から債務名義を得る扱いとした。</p> <p>(2) については、強制執行予定となっていた債務者が分納を開始したため、今年度は強制執行を見合わせた。次年度以降は、予算や人員等の状況を踏まえ、強制執行を実施する。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>いて仮執行宣言付支払督促を得ているが、これを債務名義として強制執行を申し立てたものはない。</p> <p>担当者によれば、令和3年度以降、強制執行の申立てを検討しているとのことであるが、債務名義を取得してからすでに1年以上が経過しており、遅きに失すると言わざるを得ない。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P75）</p>		
<p><b>13 時効管理について（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>（1）滞納債権の3～4割程度については消滅時効が完成していると思われるとのことであり、適切な時効管理がなされているとはとても言えない状況である。</p> <p>（2）その理由としては、①滞納者の所在不明、②時効管理を含め当時の担当者の債権管理に対する理解不足、③債権管理を担当する人員の不足、④システム上時効完成間際の債権に関するアラーム機能がなく等が挙げられているが、これらはいずれも債権管理の懈怠を免責する事由にはならない。</p> <p>上記各事由のうち②③④についてはいずれも債権者たる県において改善可能な事柄であるから、早急にしかるべき方法により改善すべきである。</p> <p>（3）①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。</p> <p>時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。</p> <p>（4）なお、令和2年4月1日より前に貸付契約をした債権の消滅時効期間については、貸付金の種類を問わず全て10年として管理しているとのことであったが、事業開始資金及び事業継続資金については商事債権として旧商法第522条が適用される可能性が高い。</p> <p>よって、これらの債権については、10年の消滅時効にかかるものとして整理しつつも、5年の消滅時効にかかるものと判断される可能性があることを踏まえ、時効期間が5年以上経過する前に、債務承認や法的措置による履行請求等の時効更新</p>	<p>（1）（2）の時効管理については、②③は、分納誓約書兼債務承認書等を徴取することを令和3年11月に周知徹底した。また、④のアラーム機能については、次回の令和7年1月のシステム更新時に機能強化を図る。</p> <p>（3）口頭での時効援用や債務承認については、総務局の通知に基づき電話録取書を作成して対応する。</p> <p>（4）当債権は、5年の消滅時効にかかるものと判断される可能性があることを踏まえ、時効期間完成前に、債務承認や法的措置による履行請求等の時効更新措置を取るなど、確実な時効管理をする。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>措置を取るなど、確実な時効管理をするべきである。  （令和3年度包括外部監査結果報告書P75）</p>		
<p><b>14 徴収不能引当金の算定方法について（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b>  徴収不能引当金は当年度を含めた過去6年間の不納欠損額を前年度以前の6年間の年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算出し、これに前年度の債権残高を乗じることにより算定されている。すなわち、平成27年度から令和2年度までの不納欠損決定額の合計額を平成26年度から令和元年度までの各期の債権残高の合計額で除することにより不納欠損実績率を算定し、これを令和元年度末の債権残高に乘じることにより徴収不能引当金を算定されている。</p> <p>しかし、県の地方公会計マニュアル（貸借対照表計上編）では過去一定期間の不納欠損累計額を過去一定期間の不納欠損決定前年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算定し、当年度の債権残高に乘ずることにより徴収不能引当金を算定するとされていることから、令和元年度末の債権残高ではなく、令和2年度末の債権残高に乘じることにより徴収不能引当金を算定すべきである。</p> <p>また、令和元年度末の調定済み債権残高1,215,994,842円に対して不納欠損率を乗じて徴収不能引当金を算定しているが、本来であれば、令和2年度末日付の未調定分も含めた債権残高である3,443,155,308円に対して不納欠損実績率を乗じて徴収不能引当金を算定すべきである。  （令和3年度包括外部監査結果報告書P76）</p>	<p>徴収不能引当金については、令和3年度決算財務書類に計上する。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p><b>15 徴収不能引当金の算定方法について（特別母子福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b>  徴収不能引当金は当年度を含めた過去6年間の不納欠損額を前年度以前の6年間の年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算出し、これに前年度の債権残高を乗じることにより算定されている。</p> <p>すなわち、平成27年度から令和2年度までの不納欠損決定額の合計額を平成26年度から令和元年度までの各期の債権残高の合計額で除することにより不納欠損実績率を算定し、これを令和元年度末の債権残高に乘じることにより徴収不能引当金を算定されている。</p> <p>しかし、県の地方公会計マニュアル（貸借対照表計上編）では過去一定期間の不納欠損累計額を過去一定期間の不納欠損決定前年度末債権残高で除することにより不納欠損率を算定し、当年度の</p>	<p>徴収不能引当金については、令和3年度決算財務書類に計上する。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>債権残高に乗ずることにより徴収不能引当金を算定するとされていることから、令和元年度末の債権残高ではなく、令和2年度末の債権残高に乗ずることにより徴収不能引当金を算定すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P81）</p>		
<p><b>16 人員不足による債権管理事務の停滞（児童扶養手当返戻金）</b></p> <p>本件債権は、本来的に回収が困難な類型のものであり、額が大きくなればなるほど一括払いによる返納は事実上難しいものであることから、督促、催告、臨戸訪問、分割払いの申出があった場合の対応等、必然的に個々の債務者に費やす事務量が多くなる傾向にある。</p> <p>しかしながら、本件債権の回収を担当する職員は1人のみであり、かつ、当該職員についても他の多数の業務をこなしながら債権管理業務に当たっており、同職員が担当する事務全部に充てる時間のうち、概ね1割～2割程度の時間しか債権の管理回収業務に充てることができていないとのことである。</p> <p>本件債権については、法令上取るべき措置の多くが適切に実施されておらず、反応がない債務者や資力が全くない債務者については消滅時効の完成を待って不納欠損処理をするという傾向が認められるが、その最大の要因は人員不足にあると思われる。</p> <p>よって、人員の補強や適切な事務分配などの改善策を早急に検討すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P89）</p>	<p>債権管理事務については、より効率的な管理・回収に努めるとともに、業務の執行に係る体制の強化に向けて、引き続き、事務配分などについて必要な検討を行っていく。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p><b>17 無駄な催告が繰り返されていること（児童扶養手当返戻金）</b></p> <p>督促および催告（催告書の送付、電話による支払催促等）をしても反応がない債務者については、法的措置をもってその履行を請求すべきであるが（地方自治法施行令第171条の2）、法的手続による回収措置は取られておらず、その後も催告を繰り返すという取扱いがなされており、その結果、消滅時効が完成してしまうという状況にある。</p> <p>催告を何回か繰り返しても反応がない債務者に対してさらに催告を繰り返すことは労力及び時間の無駄であると言わざるを得ず、また、このような取扱いにより結果的に時効を完成させてしまうのは適切な債権管理を怠っているものと評価せざるを得ない。</p> <p>催告を何回か繰り返しても反応がない状況が概ね1年以上続く場合は、当該債務者の具体的状況に応じて、徴収停止、法的手続による履行の請求</p>	<p>催告を何回か繰り返しても反応がない状況が概ね1年以上続く場合は、当該債務者の具体的状況に応じて、徴収停止、法的手続による履行の請求等しかるべき措置を取るよう改めた。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>等しかるべき措置を取るべきである。 （令和3年度包括外部監査結果報告書P90）</p>		
<p><b>18 徴収停止措置が活用されていないこと（児童扶養手当返戻金）</b>  (1) 本件債権については、徴収停止措置が全く活用されていない。  督促をしてもなお支払がなされない債権については、履行延期の処分の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ（地方自治法施行令第171条の2）、訴訟の場合は少なくとも6,600円（印紙代1,000円、郵便切手代5,600円）、支払督促の場合でも約2,500円（印紙代500円、郵便切手代約2,000円）の費用がかかることになるのであるから、債権の額が上記費用の額に満たないものについては、同法施行令第171条の5第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。  (2) また、本件債権で消滅時効が完成した事案のうちの相当数は、債務者の所在不明によるものとのことであるが、そのような債権については、差し押可能な財産の調査をしたうえでこれが見当たらないときは、同法施行令第171条の5第2号「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。かかる措置を取らずに漫然と消滅時効が完成するのを待って不納欠損処理をするという現状の取扱いでは、適切な債権管理を怠っているとのそしりを免れないというべきである。  （令和3年度包括外部監査結果報告書P90）</p>	<p>債権の額が訴訟や支払督促の費用の額に満たない場合や、債務者の所在が不明で差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えない場合等は、指摘事項のとおり、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すように改めた。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p><b>19 法的回収手続が全くとられていないこと（児童扶養手当返戻金）</b>  (1) 本件債権については、訴訟や支払督促等の法的回収手続は一切取られていない。地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置を取る場合又は履行延期の処分をする場合その他特別の事情があると認める場合を除き、①担保権の実行または保証人に対する請求、②債務名義のある債権については強制執行の手続、③上記いずれにも該当しない債権については訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること、を命じている。</p>	<p>催告を何回か繰り返しても反応がない状況が概ね1年以上続く場合は、当該債務者の具体的状況に応じて、徴収停止、法的手続による履行の請求等しかるべき措置を取るよう改めた。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>(2) しかるに、本件債権については上記①②に該当する債権はないのであるから、訴訟その他の法的手続による回収を図るべきであるにもかかわらず、これが一切実施されていないのであって、かかる取扱いは同法施行令第 171 条の 2 に抵触するものと言わざるを得ない。 (令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P91)</p>		
<p><b>20 時効管理について（児童扶養手当返戻金）</b></p> <p>(1) 漫然と時効を完成させてしまっていること 本件債権については、督促及び催告に対して反応がない債務者に対しても、適時に徴収停止や法的措置による履行請求の措置を取ることなく、その後も催告を繰り返していることから、そのような債権についてはいずれ消滅時効が完成することになる。令和 2 年度に 17 件の不納欠損処理がなされているところ、その全てが消滅時効の完成（地方自治法第 236 条第 1 項）によるものであり、反応がない債務者や所在の不明な債務者については消滅時効の完成を待って不納欠損処理をすればよいとの姿勢がうかがわれるが、かかる取扱いは早急に改められるべきである。</p> <p>(2) 口頭での債務承認も時効中断・更新事由として取り扱うべきこと 本件債権については、一部支払いがあった場合には時効が中断・更新するものとして取り扱われているものの、電話等で債務者から分割払い等の申出があっても実際に支払がなされない場合には時効は中断・更新しないものとして取り扱われている。 しかしながら、電話等で債務者から分割払い等の申出があった場合はそれだけで債務の承認として時効の中断事由（旧民法第 147 条第 3 号）または時効の更新事由（民法第 152 条第 1 項）となるのであるから、その後実際に支払いがなされない場合であっても、上記申出の際に時効の中断ないし更新があったものとして取り扱うべきである。 この点、平成 27 年 9 月 7 日に一部支払いがあり、その後令和元年 8 月 28 日に電話によって債務承認があったにもかかわらず、令和 3 年 2 月 28 日に消滅時効の完成を理由として不納欠損処理をしてしまっている事例もあったが、同事例では令和元年 8 月 28 日に時効が中断されていることは明らかであるから、令和 3 年 2 月 28 日の不納欠損処理は不適切であったと言わざるを得ない。 上記のような取り扱いの背景には、客観的に明らかでない限り時効中断・更新として認めないとの考え方があるようである。この点、時効の中断・更新は債権管理の上でも重要な事項であ</p>	<p>(1) については、催告を何回か繰り返しても反応がない状況が概ね 1 年以上続く場合は、当該債務者の具体的状況に応じて、徴収停止、法的手続による履行の請求等しかるべき措置を取るよう改めた。</p> <p>(2) については、口頭での時効援用や債務承認については、令和 4 年 2 月 28 日付総務局総務室経理担当課長通知「債権の適切な管理について（通知）」に基づき電話録取書を作成して対応する。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>ること、後日言った言わないの争いとなる可能性もある口頭による債務承認があったことの立証は必ずしも容易ではないこと等の事情からすれば、上記のような取扱いも理解できないではないし、債務承認による時効の中断ないし更新に関しては、一部支払いや債務承認書の提出を求めるなど、できるだけ債務承認があったことの客観的な根拠づけをするよう努めるべきであることはもちろんである。</p> <p>しかしながら、時効中断・更新事由としての債務の承認は要式行為ではないから、口頭による債務承認であっても時効中断・更新の効力を有することは明らかである。また、後日に時効の中断ないし更新の有無について争いが生じた場合の立証の問題については、その発言がなされた日時、場所、発言の詳細な内容、その発言を受けた担当者の氏名等を交渉履歴に具体的に記載しておくことにより、時効の中断・更新の立証は十分に可能であるし、そもそも時効完成の有無が争点となる事案は多くない。さらに、債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも当該自治体の利益に適合するように処理する必要があるが（国の債権の管理等に関する法律第 10 条参照）、債務者から争われてもいないのに債権者たる自治体自ら「口頭による債務承認については時効中断・更新事由として認めない」との取扱いをすることは上記要請に反することになる。</p> <p>そうだとすれば、債務者の口頭による債務承認であっても時効の中断ないし更新の効力が生じるものとして取り扱うべきであり、「客観的に明らかな事由でない限り時効中断・更新として認めない」との取扱いは早急に改められるべきであると思料する。</p> <p>（令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P91）</p>		
<p><b>21 徴収不能引当金の算定方法について（児童扶養手当返戻金）</b></p> <p>児童扶養手当返戻金については、県の地方公会計マニュアル（貸借対照表計上）に定める原則的な方法により算定されている。しかし、これまでの債権残高と不納欠損額の推移を見ると、債権残高の減少のほとんどは不納欠損によるものであり、このような実態を踏まえると、令和 2 年度の債権残高 20,670,710 円に対する徴収不能引当金 3,262,934 円が十分な引当額であるかは疑念が残る。債務者ごとに個別に回収可能性を検討する等より適切な方法により徴収不能引当金を算定することが望まれる。</p>	<p>徴収不能引当金については、令和 3 年度決算財務書類に計上する。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>また、児童扶養手当返戻金のうち、現年度発生分については時効到来まで債権回収に努めるとして徴収不能引当金の算定対象としていないが、時効到来まで債権回収に努めるのは現年度発生分も過年度発生分も同じであり、徴収不能引当金の算定対象としない理由にはならず、現年度発生分についても徴収不能引当金の算定対象とすべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P92）</p>		
<p><b>22 公会計上の処理について（介護福祉士等修学資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>本件債権の徴収不能引当金の計上については、個別の債権ごとに回収可能性を判断しているとのことであり、令和2年度においては全額回収可能として徴収不能引当金を計上していない。</p> <p>しかし、収入未済の主な理由が経済的理由による未納であれば、その回収可能性には一定の疑義が生じるはずであり、徴収不能引当金が全く計上されないというのは合理性に欠けると思われる。債務者の資力や延滞期間などを考慮して徴収不能引当金計上の要否を慎重に検討することが望まれる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P98）</p>	<p>徴収不能引当金については、全庁的な整理に合わせ、令和3年度決算財務書類に計上する。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p><b>23 早期に債権管理の対象から外すべきであったこと（寄附金）</b></p> <p>本件債権は、寄附金にかかる債権であるため地方自治法及び同法施行令の適用はなく（地方自治法第240条第4項第7号）、また寄附金という性格に鑑みても、法的手続により強制的に債権回収を図る（同法施行令第171条の2参照）には至らなかった、との点は理解できる。</p> <p>他方、だからといって回収見込みのない債権をいつまでも管理するのは時間と労力の無駄である。上記経過からすれば、債務者は遅くとも平成28年末頃までには寄附金を支払う意思を完全になくしていたものと思われ、その時点において契約解除、債権放棄等の方法を取ることで、債権管理の対象から外するのが適切であったものと思われる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P102）</p>	<p>今後は、債権の性質、債務者とのやり取りの状況等を踏まえ、債権管理を適切に行う。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p><b>24 時効管理について（寄附金）</b></p> <p>本件債権について、高齢福祉課は、令和元年5月27日を時効完成日として整理しているが、平成22年3月5日に債務者の債務承認があり、これにより時効が中断されることは明らかであるから（旧民法第147条第3号）、その翌日から起算して10年後の令和2年3月5日に消滅時効が完成したものと取り扱うべきである。</p> <p>なお、県は債務者に対して平成23年3月24日</p>	<p>時効完成日については指摘事項のとおり令和2年3月5日として取り扱うこととした。</p>	<p>高齢福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>に督促状を送付しているが、寄附金債権であるため地方自治法第 236 条第 4 項、同法施行令第 171 条は適用されないこと、また上記督促状の送付前に口頭による督促が繰り返されていることから、上記督促状による時効中断の効果は発生しないものと解される。</p> <p>（令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P102）</p>		
<p><b>25 公会計上の処理について（寄附金）</b></p> <p>債務者は遅くとも平成 28 年末頃までには寄附金を支払う意思を完全になくしていたものと思われることから、平成 29 年以降は、債権管理を維持するとしても、全額を徴収不能引当金として計上しておくべきであったと思料する。</p> <p>（令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P103）</p>	<p>徴収不能引当金については、全庁的な整理に合わせ、令和 3 年度決算財務書類に計上する。</p>	高齡福祉課
<p><b>26 今後の方針について（寄附金）</b></p> <p>本件債権については、すでに時効が完成しており、回収見込みもないことから早急に債権管理の対象から外したうえで、不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>ただし、私債権であるため、時効が完成しても債務者からの時効援用がない限り債権は消滅しない。</p> <p>しかしながら、本件債務者は平成 28 年以降、県からの郵送物は全て受け取りを拒否しており、債務者からの時効援用は期待できない。また、債務者の住所が判明していることから、神奈川県債権管理条例第 6 条第 1 号に基づく債権放棄もできない。</p> <p>以上より、今後の方針としては、早急に議会の議決（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）により債権放棄をしたうえで不納欠損処理をするのが妥当であると思料する。</p> <p>（令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P103）</p>	<p>本件債権の不納欠損処理の検討については、令和 4 年度中に、必要な債務者の財産調査を実施し、法的回収手続の可能性を十分に検討した上で行う。</p>	高齡福祉課
<p><b>27 関係書類の一部が保管されていないこと（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>督促状については、保存年限（5 年）を経過したとの理由ですでに廃棄されている事例があったが、最初の督促状には絶対的な時効中断の効力があるため（地方自治法第 236 条第 4 項）、督促状についても保存年限に関わらず、当該債権の全額について回収が完了するまでは保存しておくべきである。この点、督促状を廃棄した案件についても督促日は把握しているとのことであるが、後日の立証のためにも督促状そのものの控えは保存しておくべきである。</p> <p>また、債務者の生活状況の把握や債権管理の方針を決定する際には、当該債務者の当初からの交渉履歴等を参照する必要があるから、督促状に限</p>	<p>今後は、当該債権が存在する限り、当該債権に関する書類は保存年限に関わらず保存することとする。</p>	高齡福祉課

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>らず、当該債権が存在する限り、当該債権に関する書類は、保存年限に関わらず保存しておくべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P108）</p>		
<p><b>28 時効管理について（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>（1）本件債権については時効管理が適切になされているとはいえない状況である。</p> <p>この点、債務者一覧表については、直近入金日後に督促状を送付した日付を基準として当該日付から10年経過すると「時効」との表示が出るが、「時効」と表示された債務者についてもその後に債務承認がなされている場合には時効は完成していないことになるため、時効が完成しているか否かの確認は債務者ごとの個票を確認して判断する必要があり、一見して当該債権について時効が完成しているか否かが明らかになっていない。</p> <p>また、現在のシステムには時効完成が迫っている債権についてのアラーム機能も備わっていないことから、時効完成間際の債権について時効中断ないし更新の措置の必要性が一見して明確にはわからない状況である。</p> <p>よって、債務者による債務承認等時効更新事由の有無ないし発生時期と、債務者一覧表における「時効」表示とが適切に連動し、かつ、時効完成間際の債権については債務者一覧表にその旨の表示がなされるよう、債権管理システムを改善することが望ましいといえる。</p> <p>（2）もっとも、システムの改修には相当の経費と事務量が必要になるとのことであり、費用対効果の観点から現実的ではないとの意見があった。また、本件債権の債務者の数に鑑み、システムの改修によらずとも適切な時効管理は可能とのことである。そのため、今後は、現在のシステムを利用しつつ、各債務者に関する時効の進行状況を正確に把握したうえで、時効が完成する前に適時に時効の更新のための措置をとるよう対応していくことが必要である。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P109）</p>	<p>令和3年度に全債務者147名の一覧表を作成済。今後は、月1回を目途に、時効の完成（予定）日や債務承認等時効更新事由のチェックをし、更新していくことで時効管理を適切に行う。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p><b>29 連帯保証人に対する請求が不十分であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>（1）本件債権について滞納が発生した場合、基本的には借受人に対してのみ請求しているとのことであり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでほしい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えているとのことであるが、かかる取扱いが妥当ではない。</p>	<p>時効完成前の債権（約60件）のうち、支払が3か月以上滞っている債権（約30件）の主債務者に対して、令和4年度中に所在調査・財産調査を実施の上、主債務者が所在不明又は支払能力がない場合等においては、連帯保証人に請求すべきか検討の上、請求していく。</p>	<p>高齢福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>(2) 債権について督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、連帯保証人に対しても履行を請求する必要がある（地方自治法施行令第171条の2）。</p> <p>この点は、借受人や連帯保証人からクレームがあった場合も異ならない。連帯保証人はまさに借受人が滞納した場合に請求を受ける立場にあることや、上記法令の規定からも連帯保証人に対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえ、連帯保証人に対する履行請求を粛々と実施するべきである。</p> <p>(3) なお、上記「相当の期間」がどのくらいかは一概にはいえないが、一般論としては、滞納額が比較的少額にとどまる範囲として概ね滞納発生時から3か月以上支払がない場合には連帯保証人に対しても履行請求するべきであろう。</p> <p>(4) この点、本件債権については、1年以内に支払があった債務者については催告書の送付対象から外しているとのことであるが、かかる取扱いは早急に改めるべきであり、概ね3か月以上支払がない債権については、借受人とあわせて連帯保証人に対しても催告書を送付するべきである。</p> <p>滞納発生後も長期間連帯保証人に履行請求しない場合には、滞納額を増大させることにつながり、結果的に連帯保証人の保護に欠けることにもなることに留意するべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P109)</p>		
<p><b>30 徴収停止や債権管理条例に基づく債権放棄が活用されていないこと（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>(1) 本件債権については、債務者が所在不明となっている債権がある一方で、徴収停止措置が全く活用されていない。</p> <p>(2) 督促をしてもなお支払がなされない債権については、履行延期の特約の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ（地方自治法施行令第171条の2）、履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されていないものについて「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」や、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」は、徴収停止の措置を取ることにより、以後その保全及び取立てをしないことができる（同法施行令第171条の5第2号、第3号）。</p> <p>(3) 本件債権については、所在不明の債務者につ</p>	<p>徴収停止の措置や債権管理条例に基づく債権放棄に向けて、債務者の所在調査を行い対象者の一部について令和4年度議会に報告する。</p>	<p>高齢福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>いても徴収停止の措置を取らないまま時効が完成してしまっているものがあるが、これでは債権管理を怠っていたと評価されることになってしまう。</p> <p>したがって、今後は、徴収停止の要件を満たす債権については、積極的にこれを活用すべきであり、同措置後に消滅時効が完成した時に神奈川県債権管理条例第6条第1項第3号により債権放棄をするべきである。</p> <p>(4) なお、本件債権のうちには、すでに時効が完成しており、かつ、債務者が所在不明となっている債権も存在するが、このような債権については回収の見込みは全くないため、今後も管理を維持する必要性はないから、神奈川県債権管理条例第6条第1項第1号による債権放棄を積極的に進めるべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書 P110)</p>		
<p><b>31 法的回収手続の実施が不十分であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>(1) 地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置を取る場合又は履行延期の処分をする場合その他特別の事情があると認める場合を除き、①担保権の実行または保証人に対する請求、②債務名義のある債権については強制執行の手続、③上記いずれにも該当しない債権については訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること、を命じている。</p> <p>(2) 本件債権については一部の債務者について支払督促の申立てがなされているが、その件数は、平成27年度から令和2年度までの6年間で合計9件に過ぎない。本件債権については全件が滞納債権であることや、1年以上支払がない債権が112件にも上ることに鑑みれば、上記件数では著しく不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>もちろん、滞納債権の全部について法的回収手続を取るべきであるというのではなく、連帯保証人に対する請求を実施したうえ、前述したような徴収停止（同法施行令第171条の5）、履行延期の特約、債権放棄または免除の措置が可能であるものについてはこれらの措置を検討し、これらの措置が困難である債務者については特段の事情がない限り、借受人及び連帯保証人の双方に対して法的措置をもって履行請求をするべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書 P110)</p>	<p>上記指摘事項29・30の対応を令和4年度中に講じた上で、万が一回収できないケースがあれば、支払督促の申立てを検討する。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p><b>32 債務名義取得後の対応が不適切であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>(1) 本件債権の一部については支払督促の申立てによる債務名義（仮執行宣言付支払督促）を取得</p>	<p>今後、債務名義を取得した場合で強制執行の対象たる財産が見当たらないときに分割払いに応じる際は、「分割払金の支払を</p>	<p>高齢福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>する一方で、分割払いを希望した債務者に対しては返済計画書を提出させたうえ、分割払いに応じているとのことであるが、同返済計画書は県が書式を作成して債務者に記入させていること、同返済計画書には分割払いを怠った場合の強制執行の可能性に関する特段の留保条件は記載されていないこと、等の事情があることから、上記債務名義による強制執行の申立てをした場合は債務者からの請求異議が認められる可能性があり、債務名義を取得した意味がなくなってしまう。</p> <p>(2) よって、今後は上記取扱いを改め、債務名義取得後は原則として強制執行の申立てをするべきであり（地方自治法施行令第171条の2第2号）、強制執行の対象たる財産が見当たらない場合は分割払いに応じても良いが、その場合は、「分割払金の支払を怠ったときは当該債務名義による強制執行を受けても異議はない」旨の留保条件を付したうえで分割払いに応じてべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書 P111)</p>	<p>怠ったときは当該債務名義による強制執行を受けても異議はない」旨の留保条件を付して分割払いに応じてすることとする。</p>	<p>所管室課</p>
<p><b>33 借受人が死亡した場合の対応が不適切であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>(1) 債務者が死亡した場合は、当該債務者の出生から死亡までの連続した全部の戸籍等を取得し、当該債務者の法定相続人を確認したうえで、当該債務の額に各相続人の法定相続分の割合を乗じた金額を各相続人に対して請求すべきである。</p> <p>(2) この点、本件債権については、借受人の配偶者等、代表的な相続人から死亡届を提出させ、以後は当該相続人を主債務者として返済計画書を提出させて分割払いに応じているとのことであり、借受人の法定相続人の調査や、全法定相続人に対する法定相続分に応じた請求は実施されていないとのことであるが、このような取扱いは早急に改めるべきである。</p> <p>(3) なお、共同相続人の一人から他の相続人が相続した債務の分も含めた全額を支払う旨の申出があった場合は、一括払いであればこれをそのまま受領しても良いが（この場合、自己の法定相続分を超える分の支払については他の相続人の債務についての第三者弁済となる）、分割払いする旨の申出があった場合は、当該他の相続人の債務も重畳的に引き受ける旨の重畳的債務引受書を徴求したうえで、分割払いに応じてべきである。また、その際には、履行延期特約の措置により、同特約の要件を満たしているか否かを吟味したうえで分割払いに応じてべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書 P111)</p>	<p>時効完成前の債権で借受人の死亡を確認した場合は、戸籍等を取得し、法定相続人を確認できた場合には、各相続人に対して法定相続分の割合を乗じた額を請求することとする。また、時効完成後の債権で債務者の死亡を確認した場合においても、戸籍等を取得し相続人調査を行う。</p> <p>共同相続人の一人から他の相続人が相続した債務の分も含めた全額を分割にて支払う旨の申出があった場合は、要件を満たしているか調査し、満たしている場合は、重畳的債務引受書を徴求した上で、応じることとする。</p>	<p>高齢福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>34 公会計上の処理について（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>本件債権については、これまで徴収不能引当金を計上したことはないとのことであるが、本件債権の全件が滞納債権であるにもかかわらず令和2年度の元利金の回収率が約0.9%、違約金の回収率が約4.7%にすぎないこと、相当数の債権についてすでに消滅時効が完成していること、20年以上支払のない債権も40件以上あること、等の事情に鑑みれば、むしろ、債権額の大部分について徴収不能引当金を計上するべきである。なお、徴収不能引当金の計上に当たっては、県の地方公会計マニュアル（貸借対照表計上編）の計算例による等、本件債権の実態に即して適切な額の徴収不能引当金が計上されるべきであることは言うまでもない。（令和3年度包括外部監査結果報告書P112）</p>	<p>県の地方公会計マニュアルに則り、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上する。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p><b>35 速やかな法的措置を取らなかったこと（自立支援医療費返納金）</b></p> <p>債権所管課は、債務者に対する督促状の発送について、財務規則の定める期限を経過して、納入通知に記載した納期限を徒過してから3か月後に行っている。</p> <p>また、債権所管課は、債務者に対する督促状の送付以降も、神奈川県収入未済金管理ハンドブックに従った回収処理を行わなかった。</p> <p>確かに、本件債権に係る未収の過去事例が乏しく未収金対応の経験が十分でなかったこと、本件債権の納付通知に記載された当初の納期限の後に神奈川県収入未済金管理ハンドブックが制定されたこともあり、担当者が神奈川県収入未済金管理ハンドブックに基づく措置を取ることに慣れていなかったなどの債権所管課にとって酌むべき事情もある。</p> <p>しかし、債権所管課が、本件債権の未収が発覚してから約1年間の間に行ったのは、結果的に督促状の発送のみであることから、本件債権に係る債権管理回収事務の執行には、法の趣旨に反する不十分な点があったと言わざるを得ない。</p> <p>債務者が債権所管課からのメールや電話による催告のための連絡に対して数回程度の回答しか行わなかったにも拘わらず、臨戸訪問による催告や法的手続などを行わなかったことは問題があるといえる。特に、他の地方公共団体は、同一の債務者に対して、順次、支払督促や訴訟提起を行っているという実情があったことに鑑みれば、債権所管課も速やかに債務者に対して法的手続を取るべきであった。（令和3年度包括外部監査結果報告書P116）</p>	<p>令和3年8月に代理人弁護士から債務整理の通知があり、令和3年9月に県から代理人弁護士へ債権届出書を提出した。</p> <p>代理人弁護士から示される返済計画の内容により、今後の措置について決定する。</p>	<p>障害福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>36 徴収不能引当金の計上（自立支援医療費返納金）</b>  公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。</p> <p>具体的には、本件債権については、債務者の資力（月の収入等）や他の債務の状況等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上すべきである。  （令和3年度包括外部監査結果報告書P116）</p>	<p>指摘事項35における措置の内容のとおり代理人弁護士から示される返済計画の内容により、徴収不能引当金の計上について決定する。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p><b>37 是正すべき事項（心身障害者扶養共済掛金）</b>  本件債権に関しては、債務者による滞納が発生した後も、強制脱退の手続が取られないまま、法的手続はおろか債務者に対して督促状の発送すら行われずに滞納が長期化した事例が見られた。</p> <p>債権所管課は、本件債権に関して、神奈川県収入未済金管理ハンドブックに従った債権管理を行っていないといわざるを得ない。かかる点については是正すべきである。  （令和3年度包括外部監査結果報告書P121）</p>	<p>神奈川県心身障害者扶養共済制度加入者掛金未収金徴収事務取扱要綱（令和3年9月8日施行）に基づき、引き続き、強制脱退の必要性を確認していく。また、新たに発生した滞納者に対しては、督促状の発送を行っている。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p><b>38 運用上改善することが必要な事項（心身障害者扶養共済掛金）</b>  本来であれば、条例及び規則によれば、加入者は、原則2か月の共済掛金を滞納することによって、当然に、その翌月から加入者としての地位を失うとされている。</p> <p>しかし、障害者扶養共済制度が、保護者が死亡又は著しい障害を負った場合に、独立自活の見込みのない心身障害者に支給される年金という福祉目的の制度であることもあり、債権所管課は、加入者が2か月の滞納を行ったことが、必ずしも機械的に保険事業者との間の保険約款上の加入者の脱退手続に繋がるものではないことから、県は保険事業者に対する保険料の支払を継続し、保険事業者との間の保険契約を継続する運用をしてきた。</p> <p>その結果、県は、加入者を共済契約から脱退させないことによって、自らの負担により、保険事業者との間で、加入者のための保険契約を維持してしまい、かえって共済掛金の滞納を長期化させてしまっていた。</p> <p>しかし、本件債権は、あくまでも県と加入者との間の任意加入の共済契約に基づく私債権に過ぎないことから、債権所管課は、行政の公平性を確</p>	<p>神奈川県心身障害者扶養共済制度加入者掛金未収金徴収事務取扱要綱（令和3年9月8日施行）に基づき滞納が長期化しないよう、強制脱退を含めた運用を行っている。</p> <p>なお、滞納が長期化した債務者に対しては、徴収停止又は債権放棄などの処理を行う。</p>	<p>障害福祉課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>保する観点からも、滞納が長期化する債務者については強制脱退の処理をして、神奈川県債権管理条例及び神奈川県収入未済金管理ハンドブックに従って、法的手続を取るなどの処理を行わなければならない。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P121）</p>		
<p><b>39 事務の効率化の観点（心身障害者扶養共済掛金）</b>  本件債権のうち長期の未収債権については、債務者に対する法的措置を取るなどの回収の努力や、徴収停止措置を取るなどの判断がなされることなく、漫然と放置された状態になっていたものがある。これは、債権管理業務を行う人員の不足、時効の前提となる債権の範囲の特定について法的疑義があるなどの要因によるものである。</p> <p>しかし、債権所管課は、このような債権に関しては、速やかに、徴収停止又は債権放棄などの処理を行い、限られた人的資金的リソースを回収可能な債権に集中させるべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P121）</p>	<p>関係所属と調整を行い、徴収停止又は債権放棄などの処理を行う。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p><b>40 債権回収の効率的実施（行政代執行船舶の保管・処分費用）</b>  （1）改善すべき事項  本件債権は、実質的に強制徴収公債権である行政代執行費用債権と一体をなすものである。</p> <p>そして、県は、債務者から、不法係留船の引き揚げにかかる行政代執行費用を強制徴収することによって、債務者は実質的に無資力に近い状態になっており、船舶処分費用については、そもそも回収可能性が低いと考えられる。</p> <p>しかも、県は、債務者の各船舶を処分してから、法的措置を講じないまま、10年以上を経過しており、消滅時効期間が経過している。特に、A氏については、調定日は平成17年5月30日であるので、15年が経過している。</p> <p>このような長期にわたって放置状態にあった債権は請求することもいつまでも保有することもいずれも不適切である。</p> <p>また、長期間、債権を放置すれば、債務者が死亡することがあり得るが、その場合、相続人調査に膨大な時間と手間を要することになる。また、相続人が複数存在する場合、金銭債務は法定相続分に応じて各相続人に当然に分割して承継されるため、相続人全員から時効援用がされない限り債権は残ってしまうことになる。</p> <p>（2）改善方法  ア 債権所管課は、連絡が取れた債務者に関しては、消滅時効の援用を促した上で、債権放棄手続を取ることが望ましい。</p>	<p>消滅時効が完成した債権については、連絡が取れた債務者については、令和4年度中に時効援用の制度を説明するなどの対応を行って行く。</p>	<p>県土整備経理課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>本件においては消滅時効の援用を促すことはやむを得ないケースであると思料する（現に、他局においては令和2年度に消滅時効の援用を促した結果、問題の解決に成功している。）。</p> <p>イ それができないのであれば、議会の議決（地方自治法第96条第1項第10号）によって債権放棄をすることが望ましい。債権所管課としては議会に対して本件債権の管理状況を報告することに躊躇を覚えることは理解できなくはないものの、本件債権について債務者に支払を求めることが適切ではないこと、今後、債務者の所在調査等に膨大な事務量が必要となる可能性が高いこと等の事情からすれば、本件債権を放棄することについて議会の理解を得ることは十分に可能である。</p> <p>ウ なお、債権所管課である県土整備経理課としては、議会の議決による債権放棄ではなく神奈川県債権管理条例による債権放棄を検討しているとのことである。しかし、少なくとも、A氏については令和3年5月の臨戸訪問の結果、居住確認ができており、所在不明の要件を満たさず、当該方法によることは困難であると思われる。そのため、A氏については消滅時効の援用を促すか「議会の議決」による債権放棄によるほかないと思料される。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P128）</p>		
<p><b>41 徴収不能引当金の未処理について（行政代執行船舶の保管・処分費用）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>県土整備経理課は、本件債権の過去10年間での回収実績が0円であり、今後も回収はきわめて困難だと思料されるにもかかわらず、不能欠損の実績がないという理由で徴収不能引当金の計上処理をしていない。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示の一つとされているが、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。</p> <p>本件債権については、すでに消滅時効が完成していることや過去の回収実績からみて、徴収不能引当金を計上しない理由がない。</p> <p>したがって、県土整備経理課は、本件債権につ</p>	<p>消滅時効が完成した債権については、令和3年度決算財務書類に、全額徴収不能引当金に計上する。</p>	<p>県土整備経理課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>いて、速やかに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P129）</p>		
<p><b>42 債務者本人ではなく債務者の娘とのみやりとりをしていること（土地建物等貸付収入）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>債務者本人と接触していない状態が長期間継続している点は即刻是正すべきである。</p> <p>本件において、横浜川崎治水事務所は、債務者の娘と称する者とだけ連絡を取り、債権を回収しているという状況が少なくとも6～7年（記録にはないがそれ以上の可能性もある）もの長期間継続している。</p> <p>賃貸借契約の申込書を見る限り、記入された氏名は債務者のものとはなっているが、筆跡は明らかに債務者の娘のものである。送られてきている債務者の娘の封筒の筆跡と照合すると、申込書の債務者の氏名の筆跡は債務者の娘の筆跡であることが看取できる。しかも、令和3年からは申込書において電話番号の記載も求めるようにはなっているものの、記載されている携帯電話番号は債務者の娘のものだと思料される。以上から、賃貸借契約の更新の申込すら債務者本人が行っていないことが推察できる。そのため、仮に、債務者の娘に適切な代理権が付与されていなければ、無権代理となり、そもそもの賃貸借契約が有効に債務者に効果帰属しているか、という点にも疑義が生じうる。</p> <p>また、仮に、債務者の娘の行為が有効に債務者に効果帰属するとしても、債務者の娘が債務者本人に何の報告もせずに本件債権の支払いをしてきたというような場合、債務者の娘による第三者弁済（民法第474条）がされてきたということの意味するが、債務者自身が債務の承認をするという事情がないため、消滅時効の完成が容易に認められやすくなってしまいう問題がある。</p> <p>さらに言えば、債務者の娘から債務者に対して、仮に、本件土地の所有権が債務者に移転している旨が伝えられているなど自主占有が肯定される場合、債務者が本件土地を時効取得してしまうおそれすらある。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>何より重要なことは、横浜川崎治水事務所の担当者が、債務者の娘同伴でも差し支えないので、債務者本人と接触を試み、債務者本人の具体的な状況を把握することである。まず、臨戸訪問をすることで債務者本人の生活状況を把握できる可能性があるため、即刻臨戸訪問を実施すべきである。</p>	<p>令和3年12月以降、債務者の娘を通じて債務者本人との接触を試みているが、高齢や病弱を理由に拒絶されており、直接は接触できていない。</p> <p>引き続き、債務者本人の状況を聞きながら、本人との接触に努める。</p> <p>なお、債務者本人から、令和4年4月、貸付料等の支払い手続等について債務者の娘に委任する旨の委任状を徴した。</p>	<p>用地課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>債務者の娘は横浜川崎治水事務所の職員が債務者本人に連絡を取ることを拒絶しているということであるが、その理由は治水事務所の職員も把握していないところである。もし債務者本人が認知症等の理由で接触できる状態にないのであれば、後見の申立てによって債務者の娘を後見人とした上で後見人と接触することが考えられる。この手段をとれば、債務者の娘とだけ接触することに何の問題もなくなる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P138）</p>		
<p><b>43 消滅時効が完成している状態（土地建物等貸付収入）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>現在、毎年、本件債権の過去分につき、消滅時効が完成している状況を是正すべきである。</p> <p>令和2年度においては、平成27年度分の賃料②の消滅時効が完成していたものの、債務者の娘がたまたま令和3年4月にこれの支払いを行ったため、県が回収することができたに過ぎない。このような状況は極めて問題がある。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>県は、本件債権の過去分について、速やかに支払督促や訴訟などの法的措置を取ることが求められる。</p> <p>県は、債務者の娘が遅滞しながらも納付を継続しているという理由で法的措置を躊躇しているとのことであるが、賃料の滞納期間が6年分にも及んでいる以上、かかる運用には問題がある。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P139）</p>	<p>債務者本人から、令和4年3月に本件債権の過去分全てについて、その支払いが遅延していることを認める誓約書を徴した。</p>	<p>用地課</p>
<p><b>44 徴収不能引当金を計上していない点（土地建物等貸付収入）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>県は、5年ないし6年が経過し、消滅時効が完成しそうな債権を常時抱える状態にあるから、本件債権のうち一定程度の金額について徴収不能引当金として計上していないことは問題である。</p> <p>たしかに、現状としては、本件債権の過去分については消滅時効期間が経過しているものの、債務者の娘により毎年一定程度の返済はされているため、その点ではただちに本件債権は全額が徴収不能とまではいえないとは思える。</p> <p>しかし、債務者本人が80代の高齢者であり、かつ、債務者の娘にも法律上は弁済の義務がないこと、本来の支払期日は大きく経過しており一括弁済を期待することは極めて困難であること等の事情に照らすと、毎年一定程度の金額の返済があるという事実のみをもって将来も同様に継続的な回収が可能であると判断することは合理的ではない。</p>	<p>指摘事項43における措置の内容のとおり、債務者本人が本件債権全てについて支払義務があることを認め、消滅時効が中断したこと、また、毎年一定程度の金額の返済もあり、今後、返済額を増額する意思もあることから、令和3年度決算財務書類には徴収不能引当金は計上せず、今後の債務者の返済状況を注視していくこととした。</p>	<p>用地課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>(2) 改善方法</p> <p>債権所管課は本件債権についてただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。</p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。</p> <p>具体的には、債権所管課は、本件債権について、債務者の資力（月の収入等）や寿命（平均余命）等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上することが求められる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P139）</p>		
<p><b>45 徴収不能引当金の未処理について（国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>県土整備局用地課は、本件債権につき徴収不能引当金の計上処理をしていない。</p> <p>本件債権は、9億円近い超大型債権であるが、5年間での回収実績は18,000円である。そして、今後も回収は極めて困難だと思料される。現に、県としては、債務者が高齢であることから、同人が死亡し、法定相続人による相続放棄がなされた後には、不能欠損処理をするという方向で考えているとのことである。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>県土整備局用地課はただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。</p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。</p> <p>本件債権に類似の債権として、会計局会計課の公金詐取に係わる損害賠償金がある。これについて、会計局会計課は、113,800,493円のうち113,761,460円を徴収不能引当金として計上しているが、現状において毎月1,000円しか回収ができておらず、ほとんど全額が回収できないことが見</p>	<p>膨大な債権額に対し、債務者は無資力に近い状態にあるため、回収が見込まれない金額について、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上する。</p>	<p>用地課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>込まれるため、処理としては妥当なものといえる。</p> <p>以上から、本件債権についても、早急に会計局に処理方法を確認の上、徴収不能引当金として計上すべき金額を検討の上、処理を行うことが求められる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P146）</p>		
<p><b>46 徴収不能引当金を計上していない点（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）</b></p> <p>（1）是正すべき事項</p> <p>県は、長期間消滅時効にかかりそうな債権を常時抱えることになっている以上、ある程度の金額は徴収不能引当金として計上しておくべきである。</p> <p>たしかに、現状としては消滅時効にかかりながらも、毎年一定程度の返済はされているため、その点ではただちに全額が徴収不能とまではいえない。</p> <p>しかし、毎年一定額の返済があるという事実のみをもって将来も同様に継続的に債権回収を可能とするわけではないこと、本件債権には一切返済がなされていない債権も含まれていることなどを鑑みれば、県が本件債権に関して一切徴収不能引当金を計上しないとするには合理的な説明は困難である。</p> <p>（2）改善方法</p> <p>住宅計画課はただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。</p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。</p> <p>具体的には、本件債権については、債務者の資力（月の収入等）や寿命（平均余命）等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上することが望ましい。</p> <p>特に、1名で240万円近いG氏に対する債権については、全額が県の財産であると評価している現在の状況は、全く実態を反映していない。早急に徴収不能引当金を計上すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P153）</p>	<p>今後債権回収可能性に疑義が生じた際には、会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、徴収不能引当金に計上することとし、G氏に対する債権については、令和3年度決算財務書類に、徴収不能引当金を計上する。</p>	<p>住宅計画課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>47 徴収不能引当金をより適切な方法で計上すべきである（県営住宅家賃・違約金）</b></p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものが存在することが明らかであるから、引当金等算定要領に定める原則的な算定方法によるのではなく、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金をより適切な方法で計上すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P160）</p>	<p>会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上する。</p>	<p>公共住宅課</p>
<p><b>48 徴収不能引当金を適切に計上すべきである（駐車場使用料）</b></p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。</p> <p>本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものが存在することが明らかであるから、不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P164）</p>	<p>会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上する。</p>	<p>公共住宅課</p>
<p><b>49 徴収不能引当金を適切に計上すべきである（財産貸付収入・雑入）</b></p> <p>公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。</p> <p>本件債権については、回収可能性に疑義が生じていることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P166）</p>	<p>会計課が所管する引当金等算定要領に基づき、令和3年度決算財務書類に徴収不能引当金を計上する。</p>	<p>公共住宅課</p>
<p><b>54 消滅時効期間の経過（契約解除によって発生した前払金返還に伴う利息債権）</b></p> <p>本件債権は、平成29年1月31日頃には消滅時効期間を徒過している。</p> <p>この点、最高裁平成16年4月23日判決によれば、地方公共団体の長に債権の行使又は不行使についての裁量はないとされているものであり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務が十分ではなかったと言わざるを得ない。</p>	<p>指摘事項の内容を踏まえ、本件債権については、令和4年度中に徴収停止を行う。</p>	<p>企業局財務課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>そして、債務者であるX社は、平成23年2月の時点から、法人としての実体を既に有していない状況にあり、谷ヶ原浄水場の現場担当者は、本件債権について回収の見込みは全くないという判断をしており、平成24年12月12日の時点において、消滅時効期間の経過後に債権放棄をすることを予定している。</p> <p>谷ヶ原浄水場の現場担当者が、本件債権のように、回収可能性がないと判断していたにも拘らず、消滅時効期間が経過するまで電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理をし続ける方針を採用しているような場合には、効率的な債権管理の観点から、速やかに徴収停止の手続を取ることによって、債権管理コストを極小化し、限られた人的・資金的資源を回収可能性のない債権の管理にあてるのではなく、別の事務にあてるという視点を持つことが望ましい。</p> <p>この点、本件債権は、39,115円と少額であり、これに係る支払督促の申立費用は500円と低額だが、実際に民事執行をすとなれば、依頼する弁護士費用を鑑みれば、明らかに民事執行に係る費用を下回る債権額であることは明らかであり、地方自治法施行令第171条の5第3号に基づき徴収停止をすることができる債権である。</p> <p>企業庁は、神奈川県収入未済金管理ハンドブック24頁に徴収停止の判断に際して、「法人が清算終了せずに、実体がない状態が何年も続いており」と記載があることから、適用を断念した旨主張するが、既に平成23年2月から法人の実体がない状態が継続しており、遅くとも消滅時効期間が経過する平成29年1月頃までには「何年も続いており」という神奈川県収入未済金管理ハンドブックの指定する要件は十分に充足している。</p> <p>したがって、企業庁は、X社に対する本件債権について、消滅時効期間が経過する平成29年1月より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P200）</p>		
<p><b>55 債権管理のあり方（契約解除によって発生した前払金返還に伴う利息債権）</b></p> <p>X社は、既に平成23年1月31日の時点以降、法人としての実体を有しておらず、工事請負契約解除に伴う前払金の返還及び違約金の支払いについても自らこれを支払うことはせず、保証会社で</p>	<p>本件債権については、債権放棄が可能な要件を精査の上、令和4年度中に対応の考え方を整理する。</p>	<p>企業局財務課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>あるY社にこれを行わせている。このような状況において、企業庁は、たとえ少額であったとしても前払金の返還に係る利息債権単体を回収できる見込みは著しく低い。</p> <p>さらに、X社は、契約解除日である平成23年2月3日の時点において、既に解散登記を行っている。</p> <p>以上を鑑みるに、本件債権については、神奈川県債権管理条例第6条第1項第2号に定める「法人の実体がない（会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項本文その他の規定による解散の登記が行われた場合をいう。）とき」のうち「その他の規定による解散の登記が行われた場合」に該当するといえ、「法人の実体がない」の要件を充足する。</p> <p>すなわち、企業庁は、本件債権について、遅くとも本件債権の消滅時効期間が経過した平成29年1月31日頃には債権放棄の手続を取ることができた事案であった。</p> <p>以上を踏まえた上で、企業庁は、X社に対する債権については、速やかに債権放棄の手続を取るべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P201）</p>		
<p><b>56 消滅時効期間の経過（和解金債権）</b></p> <p>K社の平成17年度支払い分（76,000円）については、遅くとも平成28年5月11日には消滅時効が完成している。</p> <p>この点、債務者であるK社は、既に事業を廃止し、将来その事業を再開する見込みはなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときに該当しうると考えられることから、本件債権は、地方自治法施行令第171条の5第1号に基づく徴収停止を検討することが望ましい債権である。</p> <p>したがって、企業庁は、K社に対する本件債権について、平成17年度分割払分の消滅時効期間が経過する平成28年5月11日より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。</p> <p>企業庁は、速やかに本件債権について、徴収停止の措置を取るべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P208）</p>	<p>指摘事項の内容を踏まえ、本件債権については、令和4年度中に徴収停止を行う。</p>	<p>企業局経営課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>57 消滅時効期間の経過（配水管等き損にかかる損害賠償債権）</b></p> <p>企業庁は、債務者A、B、C、Dに対する債権については、消滅時効期間を経過させている。</p> <p>この点、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務に不十分な点があったと言わざるを得ない。そのため、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、徴収停止などの整理をするか、法的措置を取って債権回収を継続するかという処理方針を決定し、その旨適切に対応をしなければならない。</p> <p>確かに、債務者A、B、C、Dについては、既に連絡が取れない状況にあるので、相模原水道営業所が、これを消滅時効にかけてしまったこと自体について、任務懈怠があったとまで責められるべき点はない。</p> <p>しかし、企業庁担当者が、本件債権のように、回収可能性がないと判断していたにも拘らず、消滅時効期間経過するまで電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理をし続ける方針を採用しているような場合には、効率的な債権管理の観点から、速やかに徴収停止の手続きをとることによって、債権管理コストを極小化し、限られた人的・資金的資源を、回収可能性のない債権の管理にあてるのではなく、別の事務にあてるという視点を持つことが望ましい。</p> <p>債務者A、B、C、Dに対する各債権は、いずれも支払督促及び民事執行に要する費用を下回る債権額であることが明らかであり、消滅時効期間が経過する以前に、地方自治法施行令第171条の5第3号に基づき徴収停止をすることを検討すべき債権である。</p> <p>したがって、企業庁はA、B、C、Dに対する債権について、消滅時効期間が経過する時点より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P221）</p>	<p>指摘事項の内容を踏まえ、本件債権のうち、地方自治法施行令第171条の5第3号に該当するものについては、令和4年度中に徴収停止を行う。</p>	<p>企業局経営課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>58 債権管理のあり方（配水管等き損にかかる損害賠償債権）</b></p> <p>企業庁は、A、B、C、Dに対する債権については、消滅時効期間経過後も債権放棄を行うことなく、管理を継続している。</p> <p>県有資産である私債権については回収に努めるべきであり、債務者による時効援用がない限り、容易に放棄を認めるべきではないという価値判断自体は尊重されるべきものではあるが、その結果として、神奈川県債権管理条例第6条の債権放棄の要件を厳しく解釈したことにより、企業庁の担当職員は、消滅時効期間が経過した債権について、債務者が法人格を形式的に維持しつつも、実体としての事業を全く行わず、時効援用の手続なども取らない状況にある場合については、債権管理をし続けざるを得ない状況を強いられることになる。</p> <p>すなわち、企業庁は、本件債権について、遅くとも本件債権の消滅時効期間が経過した時点には債権放棄の手続を取ることができた事案であった。これに関して、企業庁は、総務局総務室に問い合わせた上で、債権回収に努めるよう回答しており、企業庁はこれに従って債権管理を継続してきたという点に酌むべき点がないわけではない。</p> <p>しかし、債権放棄の判断において、このような厳格な運用をすることによってかえって債権管理コストをかけ続けなければならない、非効率的な運用となる結果を招いており、総務局総務室の助言は決して適切な対応ではない。</p> <p>総務局総務室も、企業庁が効率的に債権管理を行うことを可能にするよう、現実的に回収可能性がない債権については、速やかに徴収停止や債権放棄の措置を取るべき判断を促すよう働きかけねばならず、かかる対応を怠ったことについて債権管理の助言としては不十分な点があったと言わざるを得ない。</p> <p>企業庁は、本件債権について、消滅時効期間が経過したものについては、速やかに債権放棄の手続を取り、今後債権管理コストを一切かけないようにするなどの対応を取るべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P222）</p>	<p>本件債権については、債権放棄が可能な要件を精査の上、令和4年度中に対応の考え方を整理する。</p>	<p>企業局経営課</p>
<p><b>65 「みなし退去」条項の慎重な適用（事業未収金・長期事業未収金）</b></p> <p>住宅供給公社は、令和2年10月頃に、契約上の「みなし退去」条項を根拠に、債務者の転居後の住所宛に「建物賃貸借契約の終了通知書」を送付した上で、居室内に立ち入り、居室内に残置された債務者の物品を処分して事実上占有を回復したケースがある。</p>	<p>個々の事案で事実関係が異なることもあり、顧問弁護士監修のうえ令和4年6月末に適用の「基準」を制定した。また、「基準」に合致する場合でも顧問弁護士の確認を経て慎重に適用することとし、「基準」に合致しない案件は建物明渡訴訟により占</p>	<p>神奈川県住宅供給公社（公共住宅課）</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>本件においては、住民票が住宅供給公社住宅から別の住所地に移転されていたという事情は認められたものの、建物の鍵は債務者の集合ポスト内で発見されて回収されたにとどまり債務者から直接住宅供給公社に対して鍵の返却がなされたものではないこと、住民票上の住所地において債務者本人と連絡ができない状況であったとまでは言い難いこと等の事情からすれば、「みなし退去」条項の適用ではなく、建物明渡訴訟を提起することが望ましいものであったと思料する。</p> <p>以上のことを踏まえて、今後住宅供給公社としては現行の「みなし退去」条項に基づく事実上の占有の回復には極めて慎重な判断を行い、滞納督促フローに沿った建物明渡訴訟という法的手段も常に比較衡量して対応すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P258）</p>	<p>有を回復する。</p>	
<p><b>66 相続人への法定相続分に応じた請求（事業未収金・長期事業未収金）</b></p> <p>住宅供給公社の担当者によると、債務者が死亡して相続が発生した際、既に住宅供給公社が把握している相続人がいなければ顧問弁護士に依頼し相続人調査を実施して、支払可能な相続人に対して債権全額を請求しているとのことであったが、法律上、各相続人はその相続分に応じて分割された相続債務を承継することからすれば、相続人の1人に対してのみ全額請求することは問題である。</p> <p>住宅供給公社が、法律上支払義務のない債務を1人の相続人に全額請求するのは当該相続人に支払義務の範囲を誤解させるおそれがあるため不適切であるし、また、債務の支払請求を受けない相続人については、そのまま債権の時効期間が進行することになるため、時効管理の観点からも問題がある。</p> <p>相続人に対して請求する場合には、原則として相続人調査を実施した上で、各相続人に対して各自の法定相続分に従って分割承継された債務額を請求することが望ましい。</p> <p>また、費用対効果の観点から相続人調査を行うために費用をかけるほど債権額が大きい場合において、既に住宅供給公社が把握している相続人に対して債権全額を記載して請求する場合であっても、当該相続人が全額支払義務を負うものと誤解しないように各相続人が法定相続分に応じて相続債務を分割承継する旨を書面上明記し、あるいは口頭で十分に説明したうえで、請求すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書 P260）</p>	<p>相続の実態については相続人しか知り得ないため、公社が把握している相続人※（1人の場合は1人、複数人の場合は複数人）に対して等しく債権全額を通知・請求するが、本来的に相続人の債務は法定相続分に従って分割されることを付記又は補足説明する。</p> <p>また、支払いの際は、法定相続分に応じて債務承継することに鑑み、令和4年6月末に支払者の意向確認書面を改め、支払者が法定相続分にかかわらず支払う旨を書面にて了承を得ることとした。</p> <p>※公社が把握している相続人がいない場合は相続人調査で把握した法定相続人全員</p>	<p>神奈川県住宅供給公社（公共住宅課）</p>

（注） 「監査の結果（指摘事項の概要）」欄について、指摘事項の概要は、神奈川県知事からの通知の通りに

記載している。

## 2 令和3年度包括外部監査の結果（意見的指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>1 未収債権の発生そのものを抑制するための対策を引き続き検討すべきである（産業廃棄物最終処分場処理手数料）</b></p> <p>本件債権においては、現在の回収フローを前提とする限り、廃棄物の搬入から支払期限までの間に債務者が事業停止状態に陥り、債権の回収が困難になるという事態が常に発生し得る。しかも、本件債権においては、搬入される廃棄物の種類及び量によっては、月あたりの処理手数料の額が数百万円に達する場合があります。万一、このような債務者が事業停止状態に陥ると、相当高額の未収債権が発生することとなる。債権所管課によれば、平成30年度包括外部監査における意見を受け、未収債権の発生そのものを抑制する方策として、搬入事業者から契約保証金を徴収する制度の導入を検討したものの、大要、①本債権の回収率が現状でも99%を上回っていること、②事務負担が増加すること、③契約保証金制度の導入により搬入事業者が競合する他の最終処分場に流れることが懸念されること、などを理由に、同制度は導入しないこととしたとのことである。</p> <p>しかし、契約保証金を徴収する搬入事業者の範囲や契約保証金の額の算定方法等、具体的な制度設計を踏まえた費用対効果（制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のバランス）の検証が定量的に行われたとも思われないことから、たとえば、月あたりの処理手数料が高額になるものと見込まれる排出事業者や、過去に支払期限を徒過した履歴のある排出事業者等、典型的に未収リスクの高い排出事業者につき契約保証金を徴収することとする等、現在の回収フローの枠にとらわれない、契約保証金の徴収の再検討を含む未収債権の発生そのものを抑制するための合理的な対策を具体的に検討すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P55）</p>	<p>意見的指摘事項を踏まえ、契約保証金の導入を検討するため、令和4年5月に定量的な費用対効果の検証を行った。その結果、昨年度契約実績のある排出事業者全てから契約保証金を徴収するとした場合、回収できる債権額よりも制度の導入によりかかる費用の方が大きく上回った。</p> <p>また、直近3年間に支払期限を徒過し督促状が発行されるなど、より未収リスクの高い排出事業者に限定して徴収するとした場合においても、回収できる債権額よりも制度の導入によりかかる費用の方が上回った。これらの検証を踏まえ、契約保証金は導入しないこととした。</p>	<p>資源循環推進課</p>
<p><b>2 長期収入未済債権の管理・回収に関する有効かつ具体的な業務フローを確立し、実行に移すべきである（産業廃棄物最終処分場処理手数料）</b></p> <p>本件債権に係る長期収入未済債権については、これまで、納付催告・調査、支払督促の申立て等の手続が随時行われているものの、督促期限経過後にこれらの手続をいつ、いかなる順序で、どの</p>	<p>当該処理手数料債権に係る業務フローを令和4年7月作成した。</p> <p>また、各個別の債権については、業務フローに基づき徴収停止等の措置をとるための準備を進めている。</p>	<p>資源循環推進課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>程度の期間をかけて行うか等については、平成30年度包括外部監査における意見を受けた見直し等の機会にも明確な基準等が定められることはなく、現在に至るまで、担当者の裁量に委ねられている状況にある。</p> <p>そのため、同債権については、債務者が比較的早期に破産手続開始を申し立てた1件を除き、長期（長いものでは4年余）にわたり対応の履歴がない期間が存する、債務者側の手元不如意等の説明を聞き置くのみで積極的な対応を取っていないなど、いずれも、管理・回収のための的確な対応が適時になされてきたとは言い難い状況となっている（一部の債権に係る記録には、督促を繰り返すことにより絶対的な時効中断効（当時）が都度発生するものと当時の担当者が誤解しているかのような記載さえもみられた。）。</p> <p>本件債権における長期収入未済債権は、いずれも事業停止状態となった法人債務者に対するものであり、このような債権については、漫然と放置等することなく、未収発生後速やかに、法的手続を含めた厳格な回収手続を着実に実施することがとりわけ重要である。かかる点を踏まえ、担当者が法令等の正確な理解に基づき適時的確な対応を取ることができるよう、長期収入未済債権の管理・回収に関する有効かつ具体的な業務フローを確立すべきである。</p> <p>また、これら長期収入未済債権には、債務者の事業再開の見込みも、強制執行可能な財産が発見される見込みもないと思われる状況のまま相当の長期間が経過しているものもあることから（中には、既に消滅時効期間が経過していると思われるものもある。）、このような債権については、神奈川県債権管理条例に基づく債権放棄（同条例第6条第1項第4号）ないし同債権放棄を見据えた徴収停止（同項第3号、地方自治法施行令第171条の5）、あるいは議会の議決に基づく債権放棄（同法第96条第1項第10号）等の措置を適時に行うべく、財産調査の時期、方法等に関する具体的な業務フローを確立するとともに、既に消滅時効期間が経過し、かつ、これらの措置の要件を満たす債権については、速やかに所要の財産調査等を行った上、当該措置を実施すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P55）</p>		
<p><b>3 分納等に関する取扱いを見直すべきである（農業改良資金貸付金返納金及び同延滞違約金）</b></p> <p>分納等の取扱いは、短期間（例えば延滞が生じた年度中）に延滞を解消する見込みがある場合等において時限的に行うものとはともかく、長期間に</p>	<p>現在設定している分納で延滞が解消できる見込みがある主債務者に対しては、今後も催告は行わず、時限的に分納での取扱いを行っていくこととするが、</p>	<p>農業振興課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>わたり漫然と分納等の取扱いを繰り返すことは、支払猶予や履行延期の特約につき明確な要件を規定した旧農業改良資金助成法及び自治令の各規定の趣旨に反するのみならず、債務者のモラルハザードを惹起し、回収可能性をかえって低下させることともなりかねないことから、このような対応は取るべきではない。</p> <p>とりわけ、令和2年度末時点で残存する本件債権に係る債務者には、①既に離農し、又は実質的に離農状態にあるなど、本貸付制度の目的である農業経営の改善がもはや見込めない状況にあると思量される者や、②分納に係る納付期限さえも繰り返し徒過している、分納に係る期間中に延滞を解消することができなかつたにもかかわらずその後の期間に係る分納等の申出書の提出になかなか応じない、経営状況や生活状況等につき不自然不合理的な説明を繰り返している、農業生産に係る重要な資産を親族に譲渡したことが窺われる等、債務者として誠実性を欠く度合いが高いものと思料される者も含まれていることから、特にこうした債務者に対しては、分納等の取扱いを漫然と繰り返すことなく、法的手続を含む厳格な回収手続を躊躇なく行うべきである。</p> <p>また、本件債権においては、分納等の取扱いに際し、当該分納等を承認した旨の通知書を債務者に送付しているが、これでは、債務者との間の合意によって行う履行延期の特約等との外形的区別が曖昧となり、ひいては分納等に係る期間中に発生する延滞違約金の請求の正当性にも無用の疑義を生じさせかねないことから、このような対応は取るべきではない。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P59）</p>	<p>意見的指摘事項に記載されているとおり、長期間にわたり分納等の取扱いを繰り返すことは原則望ましくないと考えられるため、令和4年6月30日を期限に、主債務者に一括納付を促し、当該納付ができない場合は連帯保証人に請求等を行う旨の催告を令和4年4月22日付けで行った。</p> <p>その結果、誠実性を欠く債務者については、法的手続を含む厳格な回収手続を検討する。</p> <p>なお、今後、分納は原則認めないため、短期間に延滞を解消する見込みがある場合等を除き、分納を承認する通知については、債務者に送付しないこととした。</p>	<p>所管室課</p>
<p><b>4 不納欠損処理の方法について（世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>本件債権については令和2年度にまず債務者の所在調査を行い、所在が判明した債務者（またはその相続人）については未納額を請求し、結果的には（一部不十分な点はあるものの）全件について債務者から時効援用をしてもらい、所在が判明しなかつた債務者については神奈川県債権管理条例第6条第1号による債権放棄をしている。</p> <p>本件債権については、約20年間の長期にわたって放置状態にあったものであるが、このような債権をいつまでも保有するのは不適切であるから、令和2年度において全債権について不納欠損処理を敢行した点は高く評価できる。また、本件債権は私債権であることから、時効が完成しても当然には消滅せず、不納欠損処理をするには債務者か</p>	<p>世帯更生特別奨学金及び同違約金については、令和2年度に債務者の所在調査等の事案整理を行いその全件を債権放棄、時効の援用の申し出により欠損処分としたが、今後は、当課の他の債権でも同様の事案が発生しないよう適切な債権管理を行っていくとともに、それでも発生してしまった債権については、意見的指摘事項のとおり、必要に応じて議会の議決による債権放棄を行う。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>ら時効の援用がなされるか、または債権放棄が必要であるから、前述のような方法をとったことについても理解はできるところである。</p> <p>しかしながら、約20年間にわたり債権管理を行っていなかったため、担当職員は債務者の所在調査及び相続人調査に膨大な時間と手間を要したものと思われる。また、相続人が複数存在する場合、金銭債務は法定相続分に応じて各相続人に当然に分割して承継されることになるため、相続人全員から時効援用がされない限り債権は残ってしまうことになる。さらに、そもそも時効が完成していることが明らかであり、かつ、約20年間にわたって放置状態にあった債権について、住民の福祉の増進を図るべき自治体が請求することそれ自体が適切であったかは大いに疑問の残るところである。</p> <p>このような観点からすると、本件債権は全件について、債務者の所在調査や相続人調査をするまでもなく、議会の議決（地方自治法第96条第1項第10号）によって債権放棄をすることが望ましかったといえる。この点、債権所管課が議会に対して本件債権の管理状況を報告することに躊躇を覚えることは理解できるが、本件債権について債務者に支払を求めることが適切ではないこと、債務者の所在調査等に膨大な事務量が必要となること等の事情からすれば、本件債権を放棄することについて議会の理解を得ることは十分に可能であったと思われる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P65）</p>		
<p><b>5 遅延損害金について（世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>本件債権については、滞納額に対して年14.6%の割合による遅延損害金が発生するものであるから、全28件の債権について多額の遅延損害金が発生しているはずであるが、令和元年度末時点ではわずか1件・54,081円が計上されているのみであり、大半の債権について遅延損害金が適切に計上されていなかったことになる。</p> <p>本件債権についてはすでに全件について時効援用または債権放棄により不納欠損処理されているため、今後の対応を求めるものではないが、遅延損害金についても適時に調定したうえで計上すべきであったといえる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P66）</p>	<p>世帯更生特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金の遅延損害金については、今後は意見的指摘事項のとおり、適時に調定したうえで計上する。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p><b>6 分割払いに応じる場合の対応（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>（1）債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条</p>	<p>債務者から分割払いの申出があった場合は、意見的指摘事項のとおり、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、履行延期の特約の要件を満</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>の6)の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすかを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じるべきである。</p> <p>(2)この点、本件債権については、分割払額を記載した分割納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味されていないが、その理由として、一つの債権の債務者が多数いるために履行延期の特約における「無資力」「無資力に近い状態」等の判断が難しいからとのことである。しかしながら、上記「無資力」等の要件を満たすか否かについては、それぞれの債務者ごとにこれを判断すればよいのであるから、債務者が多数いることは履行延期の特約によらずに分割払いに応じることの合理的な理由とは言えない。</p> <p>(3)納付誓約書を提出させることにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がないこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後も遅延損害金が発生し続ける点において履行延期特約に比して債務者側の不利益が大きいこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の特約の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の特約の方法によることができない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P77)</p>	<p>たすか否かを踏まえたうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じる。</p>	
<p><b>7 月賦償還債権の調定の合理化・簡素化の必要性（母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>月賦償還の債権については、毎月調定をしたうえで、毎月納入通知書を発行しているが、債務者の数が膨大であるため、毎月の調定及び納入通知書の発送等の作業に膨大な労力と時間及び費用をかけていることになる。</p> <p>イレギュラーに発生する債権であれば、債権が発生する都度、調定等をする必要があるが、毎月定額の返済であれば毎年度の当初に1回12か月分の調定と納入通知書を送付すれば足りるはずであり、このような合理化・簡素化を図ることにより、滞納債権の管理回収に注力できるようになることが望ましい。</p> <p>この点、本件債権の借受人は、転居する者や支払変更（年2回から毎月、毎月から年2回等）を</p>	<p>令和3年10月に事務量の観点から検討した結果、実際には事務量が増加し、調定及び納入通知書発送事務の合理化・簡素化には繋がらないため、対応は困難と考える。</p>	<p>子ども家庭課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>希望する者が多いことから、年1回調定はかえって事務量が増加するものと考えられること、及び、県に転居の報告をしないまま転居する借受人も多いことから現住調査も兼ねて毎月調定を実施していること等の事情から、現状の取扱いを変更する必要はないとの意見もあった。</p> <p>しかしながら、債務者の住所調査は滞納発生後に送付する督促状や催告書が返戻されてから実施すれば十分であり、また、頻繁に支払方法の変更を希望する債務者も全体からすれば少数にとどまるものである。</p> <p>よって、仮に上記のような実情があるとしても、全債権について毎月調定を実施している現状の取扱いのままでよいとはいえないから、債務者の実情を踏まえつつも、調定及び納入通知書発送事務の合理化・簡素化が望まれるところである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P77）</p>		
<p><b>8 分割払いに応じる場合の対応（児童扶養手当返戻金）</b></p> <p>（1）履行延期の処分の措置が取られていないこと</p> <p>債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分（地方自治法施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に履行延期の処分により分割払いに応じるべきである。</p> <p>しかるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の処分の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。</p> <p>なお、履行延期を認めると新たな履行期限が多数設定されて時効管理が煩雑になる、との説明を受けたが、これは履行延期の処分をしないことの正当な理由とはいえない。</p> <p>（2）分割払が著しく長期に及んでいる例があること</p> <p>本件債権の債務者には生活に困窮している者が多く、生活保護受給者や疾病により就業が困難な者もいる。中には、160万円を超える債権について生活保護受給者から月3,000円ずつの分割払いに応じている事例もあったが、これでは分割払金が順調に支払われたとしても完済までに44年以上もかかってしまうことになり、妥当ではない。</p> <p>地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを</p>	<p>（1）については、債務者から分割払いの申出があった場合は、意見的指摘事項のとおり、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、履行延期の特約の要件を満たすか否かを踏まえたうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じる。</p> <p>（2）については、（1）の処分から10年経過後も生活状況や収支状況が改善しない場合は、意見的指摘事項のとおり、返済の免除を実施することとした。</p>	子ども家庭課

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>基本とするものであり（同法第1条の2第1項）、数十年にもわたって債務の返済に縛り付けておくような結果となる措置は取るべきではない。</p> <p>したがって、上記のような債務者については、将来的に同法施行令第171条の7による免除も視野に入れ、少額の分割払いに応じる場合も「無資力又はこれに近い状態にある」ものとして履行延期の処分によるべきであり、当該履行延期処分から10年経過後も生活状況や収支状況が改善しなければその時点で施行令第171条の7による免除を実施すべきである。しかるに、納付誓約書を提出させるだけで分割払いに応じるとの取扱いは、上記免除の道を閉ざしてしまうことにもなる。</p> <p>このような観点からも、本件債権について債務者から分割払いの申出があった場合には、すべからく履行延期の処分によるべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P93）</p>		
<p><b>9 法的回収手続について（介護福祉士等修学資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>（1）督促・催告を繰り返しても反応のない債務者のうち一部に対しては支払督促を申し立てているが、予算及び人員の問題から法的措置による履行請求が必要と思われる債権の全てについて申立てができておらず、地方自治法施行令第171条の2の要求する取扱いが十分になされているとはいえない。</p> <p>（2）また、支払督促が申し立てられた事例についても、本来の納付期限が経過してから10年以上、履行延期特約後の分割払金の支払がなくなってから3年以上経過した後に申し立てられているが、同法施行令第171条の2の規定内容からすれば遅すぎるといえる。債務者から何らの反応もない状態が概ね1年以上続くときは、速やかに法的措置による履行請求を実施するべきである。</p> <p>（3）さらに、支払督促により借受人に対する債務名義を取得した後、連帯保証人からの分割払い申出に応じて、借受人宛に「履行延期・分割返納承認書」を发出しているが、同承認書には分割払いを怠った場合は上記債務名義による強制執行を受けても異議はない旨の留保条件は記載されていないため、上記債務名義による強制執行の申立てをした場合は債務者からの請求異議が認められることになり、債務名義を取得した意味がなくなってしまう。</p> <p>債務名義取得後は原則として強制執行の申立てをするべきであり（同法施行令第171条の2第2号）、強制執行の対象たる財産が見当たらない場合は分割払いに応じて良いが、その場合は、「分割払金</p>	<p>（1）、（2）について 法的回収手続の実施にあたっては、債務者の財産状況をみて回収可能性の有無を判断することが必要なため、可能な範囲で調査するが、人員体制の強化が必須であることから、実施に向けて、今後も検討を行っていく。</p> <p>（3）について 分割払いに応じる場合は、意見的指摘のとおり、「分割払金の支払を怠ったときは当該債務名義による強制執行を受けても異議はない」旨の留保条件を付したうえで分割払いに応じることとした。</p>	地域福祉課

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>の支払を怠ったときは当該債務名義による強制執行を受けても異議はない」旨の留保条件を付したうえで分割払いに応じるべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P99）</p>		
<p><b>10 分割払いに応じる場合の対応（介護福祉士等修学資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>（1）債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じるべきである。</p> <p>（2）この点、本件債権については、債務者に履行延期申請書と併せて、給与明細等、収入の状況を把握する資料を提出させたうえで、「履行延期・分納承認通知書」を發出して分割払い応じているとのことであり、形式上は履行延期の特約の手続が履践されているといえる。</p> <p>しかしながら、債務者の具体的な生活状況（家族構成、住居費その他の毎月の生活費の具体的な内容、他の債務の有無及び内容等）については十分な確認がなされているとはいえず、履行延期特約の要件（同法施行令第171条の2）の吟味が不十分なまま分割払いに応じている状況である。その結果、その後に法的回収手続に移行することを想定した財産調査の機会としても活用できておらず、この点において対応が不十分であると思われる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P99）</p>	<p>今後、分割払いに応じる場合は、意見的指摘事項のとおり債務者の具体的な生活状況についても確認する。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p><b>11 調定の合理化・簡素化の必要性（介護福祉士等修学資金貸付金返納金及び同違約金）</b></p> <p>月賦償還の債権については、毎月調定をしたうえで、毎月納入通知書を発行しているが、毎月の調定及び納入通知書の発送等の作業に多大な労力と時間及び費用をかけていることになる。</p> <p>イレギュラーに発生する債権であれば、債権が発生する都度、調定等をする必要があるが、毎月定額の返済であれば毎年度の当初に1回、12か月分の調定と納入通知書を送付すれば足りるはずであり、このような合理化・簡素化を図ることにより、滞納債権の管理回収に注力できるようにすることが望ましい。</p> <p>もともと、本件債権については債務者の数が7名にすぎず、今後新規に債権が増えることもないことから、現在の運用を変更することによりむしろ担当者の事務量が増大するようであれば、現状維持でもよいと思料する。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P100）</p>	<p>令和4年4月に検討を行ったが、債務者の数が少なく、今後新規に債権が増えることもないことから、現在の運用を維持することとした。</p>	<p>地域福祉課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>12 分割払いに応じる場合の対応（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b></p> <p>(1) 履行延期の特約の措置が取られていないこと 債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に履行延期の特約により分割払いに応じるべきである。</p> <p>しかるに、本件債権については、分割払額を記載した返済計画書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。</p> <p>(2) 分割払が著しく長期に及んでいる例があること 本件債権で滞納額を分割払いにより支払を受けているものの中には、違約金も含め約225万円の債権について月1万円ずつの分割払いに応じている事例もあったが、これでは分割払金が順調に支払われたとしても完済までに20年近くもかかってしまうことになり、妥当ではない。</p> <p>地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするものであり（同法第1条の2第1項）、長期間にわたり債務の返済に縛り付けておくような結果となる措置は取るべきではない。</p> <p>したがって、債務者の生活状況や収支状況を詳しく調査するとの前提ではあるが、債権額に比して著しく少額（完済まで概ね10年を超えるような金額）の分割払金しか支払えない債務者については、将来的に同法施行令第171条の7による免除も視野に入れ、少額の分割払いに応じる場合も「無資力又はこれに近い状態にある」ものとして履行延期の特約によるべきであり、当該履行延期特約から10年経過後も生活状況や収支状況が改善しなければその時点で同法施行令第171条の7による免除を実施するべきである。</p> <p>しかるに、返済計画書を提出させるだけで分割払いに応じるとの取扱いは、上記免除の道を閉ざしてしまうことになり、また、滞納元利金が存在する限り年10%という高率の違約金が発生し続ける点において債務者に酷な結果につながることになる。</p> <p>このような観点からも、本件債権について債務者から分割払いの申出があった場合には、すべか</p>	<p>今後、債務者から分割払いの申出があった場合は、意見的指摘事項のとおり、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、履行延期の特約の要件を満たすか否かを踏まえたうえで、同特約の適用について判断する。</p>	<p>高齢福祉課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>らく履行延期の特約によるべきである。 （令和3年度包括外部監査結果報告書P112）</p>		
<p><b>13 調定について（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</b>  (1) 本件債権については、元利金の滞納額について分割払いに応じる場合はあらためて調定をすることはせず、当該分割払金については当初調定した元利金の古い納期のものから順に充当しているとのことである。  しかしながら、滞納額の分割払いに応じる場合には、履行延期特約の措置を取ったうえで、同特約に伴う分割払金についてあらためて調定を実施したうえでこれを収入するべきである（地方自治法第154条）。  (2) 他方、違約金の調定は、当初の分割払金の1回分が収納されるごとに実施している一方、元利金が残っている場合には元利金から先に充当し、元利金が完済された後に違約金に充当しているとのことである。  元利金から先に充当することについては理解できるが、そうであれば、当初の分割払金の1回分が収納されるごとに違約金の調定をするのはいたずらに事務量を増やすだけのように思われる。もっとも、現時点では滞納債権の回収が進んでいないこともあり、違約金の調定は月に数件程度であり、調定に要する事務負担は重くないとのことである。  それゆえ、現在の運用を直ちに变える必要はないと思われるが、今後、違約金の調定の頻度が増大してきた場合には、年度ごとに、それまでに発生した確定遅延損害金をまとめて調定するなど、事務を軽減する工夫が必要であると思料する。  （令和3年度包括外部監査結果報告書P113）</p>	<p>(1) 今後、債務者から分割払いの申出があった場合は、意見的指摘事項のとおり、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、履行延期の特約の要件を満たすか否かを踏まえたうえで、同特約の適用について判断する。  (2) 分割払金納付後、速やかに違約金調定することが債権管理上適切であると考えため、今後事務負担の大幅な増大がない限り、現在の運用を続ける。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p><b>14 船舶処分の法的根拠が不明確である点（行政代執行船舶の保管・処分費用）</b>  (1) 是正すべき点  県が不法係留船の撤去に注力していること自体については全国的にみても評価されるべきものであると思料する。  しかし、そもそも、私有財産権については、憲法上第29条によって保障された権利であり、県は民間人の所有にかかる船舶を何らの法的根拠もなく処分することはできないのが原則である。  県は、顧問弁護士との相談においても、明確に他人の所有物を勝手に処分することはできない旨の指摘を受けている。  この点、県は、顧問弁護士との相談を行った際に、A氏の船舶については、沈船しているという</p>	<p>本件は、県監査委員の意見（「保管に時間をかけることで経費等もかかるので、ある程度のところで廃棄処分も必要」）を受け、県が廃棄処分し、原因者である所有者に費用請求せざるを得ないと当時判断したものである。  保管の長期化による負担の継続、県有地の活用阻害を防ぐ観点から、県による廃棄処分が必要となる局面はある。  一方で、廃棄処分の原因は、不法係留にあり、その費用を県が負担することで、船舶の放置</p>	<p>県土整備経理課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>事情があったことから、事実上A氏により所有権が放棄された廃棄物と整理することによって、事務管理という法律構成により、行政代執行により引き上げた船舶を処分し、A氏に対して処分費用を請求することとした。</p> <p>これに対して、県は、A氏の船舶以外の船舶については、これを処分する法律構成を明確にできていない。県は、顧問弁護士からも、A氏の船舶以外の船舶については、既存の法律の中で明確な根拠で処分することは難しいと明確に指摘されている。</p> <p>しかし、法律上、事務管理には、保存管理行為のみならず処分行為を含むが、処分行為が有効になるには、所有者からの追認が必要であるというのが判例であるから（大判大正7年7月10日民録24輯1,432頁）、県は、船舶所有者であるA氏から行政代執行により保管処分とした船舶を処分することについての事後的な同意を得て追認されていない以上、A氏の船舶とそれ以外の者の船舶とで区別をする理屈は存在しない。</p> <p>以上より、県は、A氏の船舶のみならず、それ以外の者の船舶の処分に関する処分費用については、上記のとおり法的根拠が明らかではない以上、各船舶所有者に対して、処分費用を請求する権利をそもそも有しているかどうか、という点に疑義があると言わざるを得ない。</p> <p>むしろ、県は、A氏に関しても、A氏以外の者に関しても、船舶所有者から船舶所有権侵害に関する損害賠償請求訴訟を提起されるリスクがあるといえる。</p> <p>もっとも、各船舶所有者は、自らの船舶の所有権を放棄したものと合理的に考えられることから、上記に記載した損害賠償請求訴訟を提起してくる現実的な可能性は決して高くはないと考えられる。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>ア 神奈川県による改善のための行動について</p> <p>現在、県は、類似の事案においては、行政代執行により除去した不法係留船については、原則として除去に関する行政代執行費用及び処分に関する費用は請求する方針は変わらないものの、近年は船舶の処分はせず、県有地に保管する運用としているようである。しかし、県有地にも限りがあることや保管に利用しているがために県有地を他の用途に利用できなくなることから、事実上所有権が放棄されたとみなすことができる不法係留船を県有地に保管し続ける運用には限界があるというべきである。</p> <p>そして、県は、船舶の処分を可能にする条例</p>	<p>を呼び起こすことが懸念されるため、原則的には、所有者に処分費用を請求する必要があるものとする。</p> <p>なお、現在は、所有者の事情を確認する等、可能な限り所有権に配慮して処分を検討することとしている。</p> <p>代執行船舶の処分を可能とする条例の制定については、法律の委任なく条例で財産権を移転させることの可否等の課題が多いことから、引き続き国に対し代執行船舶について簡易な手続で撤去後の措置が行えるように制度の創設を求めている。</p>	<p>所管室課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>の制定の検討をしたようであるが、行政代執行を行った船舶の処分に特化した条例の制定には課題が多く、話が進まなかったという経緯があるとのことである。また、県は、国土交通省などに対しても、代執行船舶について簡易な手続で撤去後の措置が行えるように制度の創設を求めているとのことである。</p> <p>このような検討を行ったことについては高く評価されるべきものである。</p> <p>イ 提案する改善方法</p> <p>代執行船舶の撤去後の措置について現状を改善する方法が存在しない以上、代執行船舶の処分を可能とする特別措置条例ないし臨時措置条例の制定を改めて再検討するとともに、本件の場合、憲法上保障された財産権に対する侵害処分を定めることをする以上、狭義の意味で法律によるべき点とも考えられることから、県議会が、法第99条に基づき、事実上放棄されている不法係留船の処分権を一定の場合に地方公共団体に認める立法を求める内容の意見書を決議し、これを国会に提出を行うことを検討されたい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P129）</p>		
<p><b>15 債権管理担当者への相談支援（行政代執行船舶の保管・処分費用）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>県は、本件債権について支払督促、訴訟をはじめとする法的措置を一切とっていない。</p> <p>しかし、強制徴収公債権である行政代執行費用に関しては、県は、支払督促や訴訟を行う必要なく、滞納処分により債権回収を行うことができるが、私債権である本件債権を回収するためには、単なる催告だけにとどまらず、何らかの法的措置をとることが必要であった。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>県が各船舶所有者の船舶を処分した当時は、不法係留船対応の所管部署は、県土整備局河川課防災・プレジャーボート対策班であり、当時の担当者は、不法係留船に対する対応を検討するために、頻繁に顧問弁護士に相談をしていた。</p> <p>しかし、本件債権の管理に関しては、所管部署が現場の土木事務所や治水事務所に移管され、かつ、回収が困難であることから、債権管理担当者は弁護士に相談を行うことをしないまま時間が経過してしまっていた。現在の本件債権の管理を担当する藤沢土木事務所の担当者は、債権の管理回収に関して、弁護士に相談した実績がない。</p> <p>仮に、藤沢土木事務所の債権管理担当者が、債</p>	<p>令和4年度から、これまで以上に土木事務所等と連携し、適切な債権管理に努めていく。</p>	<p>県土整備経理課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>債権管理回収について、弁護士に相談をすることができていれば、本件債権の消滅時効期間の徒過を防止したり、回収可能性についての助言を踏まえて徴収停止、債権放棄、免除等の方針を定めたりして、効率的な管理を行うことができた可能性は高い。</p> <p>また、本件債権の管理回収に際しては、藤沢土木事務所の債権管理担当者は、県土整備局県土整備経理課及び河川課の担当者から、債権の管理回収方針について何かしらの助力をする旨のアプローチを受けたという事実はなかった。</p> <p>債権管理回収の所管部署が、土木事務所や治水事務所などの現場事務所である場合には、県土整備局県土整備経理課及び事業主管課である河川課と連携し、積極的に顧問弁護士相談に誘導し、段取りを組むなどというアプローチを取り、債権の管理回収に助力をすることが望まれる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P131）</p>		
<p><b>16 県土整備局用地課との協働（土地建物等貸付収入）</b></p> <p><b>(1) 改善が望まれる事項</b></p> <p>本件は、横浜川崎治水事務所が自らの判断で進めているが、県土整備局用地課と連携が取れておらず、協働が十分でない点は問題を深化させている。</p> <p>すなわち、財務規則第64条の2によれば、横浜川崎治水事務所が「債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとる」責任を負うこととされるため、県土整備局用地課との連携は必ずしも求められるものではないが、実際上は、本件のように、横浜川崎治水事務所の現場担当者の手に負えないような事案に関しては、県土整備局用地課が積極的に助力をすべきケースはありうる。</p> <p>本件に関しては、県土整備局用地課は、「現場が判断して進めている」等と説明しており、同局同課が横浜川崎治水事務所に対して、解決に向けた積極的なアプローチをしたという事実はなかった。県土整備局用地課としては、少なくとも、顧問弁護士相談に誘導し、段取りを組むといったことをすべきであったと言える。</p> <p><b>(2) 改善方法</b></p> <p>債権の所管を事業所管部署と定める財務規則を前提としても、県土整備局用地課は、横浜川崎治水事務所積極的に働きかけ、法律相談をすべき事案がないかを聴取し、弁護士に法律相談をする機会を積極的に提供すべきである。</p> <p>また、横浜川崎治水事務所も、自らの判断です</p>	<p>横浜川崎治水事務所と調整の上、本件の債権管理について、令和4年2月に顧問弁護士への相談を実施した。</p> <p>また、これまで以上に横浜川崎治水事務所と連携し、適切な債権管理に努めていく。</p>	<p>用地課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>べてを解決しようとはせず、県土整備局用地課に対して積極的に助力を求め、弁護士相談の機会を積極的に設けてもらうことが必要である。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P140）</p>		
<p><b>17 外部弁護士への相談（土地建物等貸付収入）</b></p> <p>（1）改善が望まれる事項</p> <p>横浜川崎治水事務所においては、外部弁護士に相談した実績がないため、本件に関して、すべて同事務所の債権管理担当の職員の判断で債権管理を行っている。</p> <p>債権管理回収において、債務者本人と接触できないケースは、債権回収を専門とする弁護士でも悩むものであり、職員だけで判断し行動をすること自体、よい結果を生まない可能性が高く、かつ、判断自体も遅れたり先延ばしになったりするため、事業事務の効率性も悪い。</p> <p>したがって、横浜川崎治水事務所の現場債権管理担当の職員だけで、本件債権の管理回収の一切を解決しようという姿勢そのものを改善することが望まれる。</p> <p>（2）改善方法</p> <p>横浜川崎治水事務所の職員が弁護士に相談することから始めるべきである。県の顧問弁護士に相談するのが一番簡便かと思われるので、県土整備局用地課が窓口となって、弁護士相談に繋げることが求められる。</p> <p>また、今後、本件のように現場の担当者の判断のみで解決が難しい事案が起きる場合に備えて、県全体において弁護士資格を有する者を任期付公務員として採用することも検討することが望まれる。実際に任期付き公務員として採用された弁護士に取材をした経験から、1人法的知識に長けている者がいるだけで、この種の問題は急速に収束に向かうことが多い。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P140）</p>	<p>横浜川崎治水事務所と調整の上、本件の債権管理について、令和4年2月に顧問弁護士への相談を実施した。</p>	<p>用地課</p>
<p><b>18 行政の市民への説明責任（土地建物等貸付収入）</b></p> <p>（1）説明責任を果たすことが望まれる事項</p> <p>本件では、横浜川崎治水事務所は、6年分の賃料債権の未納があるにもかかわらず、賃貸借契約の解除をして明渡しを求めることはしない方針である。</p> <p>そうすると、横浜川崎治水事務所は、賃料を払わない者につき、事実上無償に近い状態で土地を賃貸し、居住することを許容していることとほぼ同義である。</p> <p>しかし、仮に、債務者が高齢者であり、かつ、貧困であるという事情があるとしても、県が公営住宅に居住する者について、頻繁に、建物明渡し</p>	<p>今後、債務者と過去分の貸付料の返済方法について協議し、それでもなお返済の目途が立たない場合は、契約の解除も念頭に対応していく。</p>	<p>用地課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>訴訟を提起していることと比べると、行政の公平性という観点から、本件債権にかかる債務者だけ特別扱いする理由はない。</p> <p>したがって、県は、債務者が長期にわたって賃料を滞納している状況下においてもなお賃貸借契約の更新を続け、土地明渡しを求めないという方針を維持するかという点について、住民に対して明確に説明責任を果たすことが望まれる。</p> <p>（２）改善方法</p> <p>本件は、河川改修の際、横浜川崎治水事務所が、債務者の夫に対して、代替地として県有地（当時は国有地）を将来の払下げを前提に占有許可したが、その後、債務者の夫が死亡したため、妻である債務者との間で賃貸借契約を締結したというものである。</p> <p>そして、払下げができなかった事情については明確ではないが、県が、債務者に何らかの不利益を負わせた事情があれば、その説明は十分にされることが望まれる。</p> <p>また、仮に、県が債務者に対して特に不利益を負わせたような事情がないのであれば、債務者による６年間の賃料の不払いは信頼関係が破壊されたというには十分な事情であるから、賃貸借契約を解除し、土地明渡請求訴訟を提起することも検討されたい。なお、県が賃貸借契約を解除したとしても、債務者は県営住宅に移住すること等により、最低限の生活を確保することはできることに鑑みれば、県が債務者の最低限の生活を営む権利を侵害したとの批判に対して抗弁することは十分に可能であろうと思われる。</p> <p>県は、債務者に対して、土地明渡訴訟を提起することができない事情があるのであれば、かかる事情について、住民に対して明確に説明責任を果たすことが望まれる。</p> <p>（令和３年度包括外部監査結果報告書P141）</p>		
<p><b>19 債務名義取得の遅延について（国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求）</b></p> <p>（１）改善することが望まれる事項</p> <p>債務者が残土の不法投棄を行ったのが平成７年であるのに対して、債務名義の取得（判決の確定）が平成27年11月であり、債務名義の取得に多大な時間がかかってしまった点は問題なしとはいえない。</p> <p>（２）改善方法</p> <p>県は、今後、同種類似事案が生じた場合には、損害が確定する前に一部請求を行うなど早期に法的手続をとることの検討を進めることが望まれる。</p> <p>本件においては、国が、平成９年３月、債務者</p>	<p>現在、国有水路はそのほとんどが市町村に譲与されており、本件のような同種類似事案が発生した場合、市町村が法的措置を取るものと考えられるが、その他当課が管理する財産については、同種類似事案の発生防止に努めることはもとより、仮に、不法占有等により大規模な損害の発生が想定される場合には、早期に法的措置を取ることを検討する。</p>	<p>用地課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>に対して、国有林の伐採による損害金と水路機能維持のための応急的防災工事の支出費用として約31,720,000円の損害賠償請求訴訟を提起したにもかかわらず、回収ができていない事実を考えると、県が早期に法的手続をとっていたとしても回収ができる可能性があったとはいえない。</p> <p>しかし、債務者の財務状況などを鑑みた場合、速やかに債務者に対して訴訟提起を行って債務名義を取得し、粛々と強制執行等の法的手段を尽くす努力を行うことによって回収に繋がる事例も存在する。</p> <p>したがって、監査人は、本件債権に関する対応について、県に特に是正を求めるものではないが、今後、大規模な損害が想定される損害賠償事案などにおいては、損害の全体の確定を待つのではなく、一部であっても損害を計上して確定の上、一部請求訴訟を提起するなど、早期に法的措置をとることを検討することが望ましいと思料する。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P147）</p>		
<p><b>20 本件債権につき私債権と整理された場合の業務フロー等を整理しておくべきである（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）</b></p> <p>住宅計画課においては、本件債権を県営住宅家賃と同様に非強制徴収公債権と整理しているとのことであるが、他方で、公営住宅家賃の法的性質につき明確に判示した最高裁判決は未だ存在せず、むしろ公営住宅の使用関係につき信頼関係の法理の適用を認めた最高裁昭和59年12月13日判決（民集38巻12号1,411頁）や、公立病院における診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきと判示した同平成17年11月21日判決（民集59巻9号2,611頁）等の趣旨を踏まえると、借上賃貸住宅の家賃につき私債権と整理する考え方にも相応の根拠があると解される。</p> <p>したがって、本件債権についても、非強制徴収公債権との既往の整理を当然視することなく、将来、最高裁判決等により私債権との整理がなされる可能性に備えた対応を現時点から取っておくべきである。</p> <p>具体的には、仮に私債権と整理された場合には、消滅時効期間後も債務者による時効援用があるまでは債権が消滅しない、催告書その他の書類の送付についても債務者への到達の事実につき立証を要するが生じるなど、債権管理・回収等に当たり非強制徴収公債権と取扱いを異にする局面があることから、必要に応じ、これらに速やかに対応できるよう、債権管理・回収等に関する業務フロー等を事前に整理しておくべきである。</p>	<p>本件債権につき私債権と整理された場合には、総務局総務室等と相談の上、県の処理フローに基づいて適宜対応する。</p>	<p>住宅計画課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P154)</p> <p><b>21 消滅時効について（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>住宅計画課は、令和2年度中に、A氏及びB氏に対する債権に関して、何らの法的措置をとらないうまま、消滅時効が完成させている。</p> <p>たしかに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊事情もあったことに鑑みれば、A氏及びB氏に対する債権につき法的措置をとることができなかつたことにつき、酌むべき事情はあったといえる。</p> <p>しかし、本来であれば、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならない。</p> <p>とすれば、住宅計画課が、A氏及びB氏に対する債権について、法的措置を取ることなく、消滅時効期間を経過して、債権を消滅させた点について、不十分な点があったといわざるを得ない。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>今後は、債権を消滅時効期間経過により消滅させる事態を未然に防ぐよう、総務局総務室などと相談しながら、課内で法的知識の拡充及び法的措置を取るための準備の仕組みの構築などにつき、独自マニュアルの作成などのノウハウの積み上げにより改善していくことが望まれる。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P155)</p>	<p>今後は、消滅時効の完成前に総務局総務室等に相談の上、対応方針を決定し、債権放棄等の手続を行う。</p> <p>なお、対応した事例を積み上げていくことでノウハウを蓄え、今後の対応に活用していく。</p>	住宅計画課
<p><b>22 法的措置が十分にとられていないこと（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）</b></p> <p>(1) 是正すべき事項</p> <p>本件債権については、平成25年に、住宅営繕事務所によりE氏及びG氏に対して訴訟が提起されているが、それ以外の債務者に対して、一切法的措置をとられていない。</p> <p>A、B氏に対して、支払督促の申立を適切なタイミングで行っていれば、A、B氏に対する本件債権が消滅時効期間の徒過により消滅することはなかった。</p> <p>(2) 改善方法</p> <p>住宅計画課は、今後、債務者による遅滞があれば速やかに法的措置を取ることが望ましい。</p> <p>そして、法的措置をとるに当たっては、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取し、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し（民事訴訟法第267条）、または和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）を得ることにより債務名義を取得することを活用することが望ま</p>	<p>今後は県の顧問弁護士に事前相談を行い、課の対応方針を早期に決定しつつ、適切な法的措置等を速やかに遂行できるようにする。</p>	住宅計画課

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>しい。</p> <p>また、住宅計画課は、既に債務名義を取得している事案については、適切なタイミングで強制執行に踏み切ることが望ましい。</p> <p>なお、担当者が、自ら法的措置をとるべき適切なタイミングを判断することが難しいこともあり得るが、その場合には、県の顧問弁護士に容易に相談できる仕組みを整えることが望ましい。</p> <p>県の顧問弁護士に相談した結果、担当者が、G氏について債権回収をすること自体が難しいという回答を得た場合には、速やかに徴収停止や債権放棄をするという処理方針を確定し、債権回収の可能性が見込まれるとの回答を得た場合には、速やかに法的措置を取るなどして、担当者は、速やかに処理方針を確定することができる。</p> <p>専門家に相談することは限られた人的リソースを意味のある行政事務に振り分けるという行政コストの適正配分という観点からも重要であるので検討されたい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P155）</p>		
<p><b>23 分割払いに応じる場合の対応（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）</b></p> <p>（1）債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分（地方自治法施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同処分の手続きをとることにより分割払いに応じるべきである。</p> <p>（2）しかるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の処分の手続きが履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。</p> <p>（3）納付誓約書を提出させることにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がないこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後も遅延損害金が発生し続ける点において履行延期の処分に比して債務者側の不利益が大きいこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の処分の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の処分の方法によることができない特段の事情がある場合に限</p>	<p>今後は、債務者から分割納付の申し出があった場合には、法令の規定に沿って、債務者から生活状況等を聴取した上で履行延期の処分を満たす場合には同処分の手続きを行い、同処分が不可能な場合に限り、納付誓約書による分割納付を行う。</p>	<p>住宅計画課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>り許容されるというべきである。 （令和3年度包括外部監査結果報告書P156）</p>		
<p><b>24 県営住宅家賃につき私債権と整理された場合の業務フロー等を検討しておくべきである（県営住宅家賃・違約金）</b></p> <p>債権所管課においては県営住宅家賃を非強制徴収公債権と整理しているとのことであるが、他方で、公営住宅家賃の法的性質につき明確に判示した最高裁判決は未だ存在せず、むしろ公営住宅の使用関係につき信頼関係の法理の適用を認めた最高裁昭和59年12月13日判決（民集38巻12号1, 411頁）や、公立病院における診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきと判示した同平成17年11月21日判決（民集59巻9号2, 611頁）等の趣旨を踏まえると、県営住宅家賃につき私債権と整理する考え方にも相応の根拠があると解される。</p> <p>したがって、県営住宅家賃についても、非強制徴収公債権との既往の整理を当然視することなく、将来、最高裁判決等により私債権との整理がなされた場合を想定した準備をしておくべきである。</p> <p>具体的には、仮に私債権と整理された場合には、消滅時効期間後も債務者による時効援用があるまでは債権が消滅しない、催告書その他の書類の送付についても債務者への到達の事実につき立証を要する場合が生じるなど、債権管理・回収等に当たり非強制徴収公債権と取扱いを異にする局面があることから、必要に応じ、これらに速やかに対応できるよう、債権管理・回収等に関する業務フロー等を事前に検討しておくべきである。 （令和3年度包括外部監査結果報告書P160）</p>	<p>本件債権につき私債権と整理された場合には、総務局総務室等と相談の上、県の処理フローに基づいて適宜対応する。</p>	<p>公共住宅課</p>
<p><b>25 債権管理・回収等に関する諸制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化等を行うべきである（県営住宅家賃・違約金）</b></p> <p>本件債権に係る債権管理・回収等の業務は、独自の債権管理システムを利用して行われているが、同システムにおいては、例えば直近に消滅時効期間の満了が見込まれる債務者につき警告を発したり、それらの債務者を抽出したリストを出力したり等、債権管理・回収等の業務を遂行する上で必要と考えられる機能の一部がそもそも備わっていなかったり、一部の業務についてはシステムの運用保守等を委託している事業者特別な依頼をして出力等の対応を求めなければならない仕様となっており、可用性・効率性に課題があるといわざるを得ない。</p> <p>したがって、遅くとも次期のシステム更新等の際には、本件債権の債権管理・回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を具体的に踏まえ、さ</p>	<p>令和7年度稼働開始予定の次期システムにおいては、債権管理・回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を踏まえ、適切に債権管理が行えるよう検討のうえ、機能強化を図る。</p>	<p>公共住宅課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>らに費用対効果についても十分に検討した上で、システムの可用性・効率性の向上を図ることが必要である。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P161）</p>		
<p><b>26 滞納発生を防止する対策の導入を引き続き検討すべきである（県営住宅家賃・違約金）</b></p> <p>本件債権に関しては、令和元年の県営住宅条例改正により、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととされたが、所得水準の相対的に高くない者が債務者の相当割合を占めるものと思料される本件債権においては、滞納発生を抜本的に防止するため、家賃債務保証業者等による機関保証その他の制度により債務者の信用を補完することがとりわけ有用である。</p> <p>公営住宅法を所管する国土交通省住宅局からも、民法改正を受けて公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定を削除するとともに、仮に保証人の確保を求める場合には、機関保証の活用等による入居円滑化の必要性を指摘する旨の通知（平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知、同第505号国土交通省住宅局長通知）が発出されているところであり、現に、他自治体等においては、公営住宅の入居に関し機関保証制度を導入している例がみられる。</p> <p>債権所管課によれば、上記条例改正に際し、機関保証制度の導入についても検討を行ったものの、住宅に困窮する低額所得者のためのセーフティネットとしての県営住宅の性質や、既に相当数の入居者が連帯保証人を不要とする特例の適用を受けている状況にあること等を踏まえ、家賃債務保証業者等に支払う保証料の負担を入居者に求めることとなる同制度の導入は見送ることとした、とのことである。</p> <p>しかし、入居者の負担については、例えば保証料の全部又は一部を県が補助する制度や機関保証の引受けが困難な者等に対し同制度の利用を免除する制度を併せ導入すること等により一定の緩和を図る余地もあると解されることから、上記条例改正後の滞納発生の状況等も注視しつつ、入居者の負担緩和のための制度を含む具体的な制度設計を踏まえた費用対効果（制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のバランス）を検証すること等により、機関保証制度の導入を含む滞納発生防止策についての検討をなお具体的に継続すべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P161）</p>	<p>連帯保証人制度については、国土交通省から、民法改正を受け、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとある」（平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）との通知が発出されており、本県においては、この通知の趣旨を踏まえて、条例を改正し、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととしている。</p> <p>一方、同通知には、仮に保証人の確保を求める場合には、「必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要」との記述もあることから、連帯保証人廃止に伴う滞納発生状況も注視しつつ、今後も、滞納発生防止策について検討していく。</p>	<p>公共住宅課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>27 債権管理・回収等に関する制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化等を行うべきである（駐車場使用料）</b></p> <p>25の県営住宅家賃等に係る意見的指摘事項と同一である。 （令和3年度包括外部監査結果報告書P164）</p>	<p>令和7年度稼働開始予定の次期システムにおいては、債権管理・回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を踏まえ、適切に債権管理が行えるよう検討のうえ、機能強化を図る。</p>	<p>公共住宅課</p>
<p><b>28 県営住宅家賃等と管理・回収等の体制を一体化する等の抜本的な見直しを行うべきである（財産貸付収入・雑入）</b></p> <p>本件債権については、県営住宅家賃等とは別個に管理・回収等の業務が行われているところ、発生原因や性質等の近似する債権につき複数の部署で同様の業務を並行して行うこと自体、効率性の観点から疑問がある上、本件債権においては、連帯保証人に対し督促状の送付以降4年弱の間に電話による催告を2回試みたのみである（しかもいずれも不通）という案件があるなど、債権管理・回収等の対応が実効的になされてきたとは言い難い面がある（とりわけ、当該連帯保証人は県営住宅入居者であるというのであるからなおさらである）。</p> <p>本件債権の件数等からして、本件債権を県営住宅家賃等に係る債権管理システムの管理対象に含めることは、費用対効果の観点等から慎重な検討を要する可能性があるが、少なくとも、本件債権と県営住宅家賃等に係る管理・回収等の人的体制を一体化するなど、本件債権に係る管理・回収等の体制を抜本的に見直し、その実効性の底上げを図るべきである。 （令和3年度包括外部監査結果報告書P167）</p>	<p>本債権に係る管理は、個々の債権状況を把握し管理する必要があることから引き続き担当部署で行うが、回収等業務については、各担当部署の債権回収情報と連携し、家賃回収業務と併せた臨戸訪問を行う等、既存の家賃回収スキームを活用していくことで、業務の効率化及び回収の実効性を高めていく。</p>	<p>公共住宅課</p>
<p><b>29 債務者との間の再度の合意書の作成（公金詐取にかかる損害賠償金（債務弁済契約上の金銭債権））</b></p> <p>県の顧問弁護士からの指摘のとおり、県と債務者との間の平成2年6月29日付債務弁済契約公正証書は、執行認諾文言（民事執行法第22条第5号）を記載しているものの、そもそもの条項（第1条第1項第2号など）が、支払期日、支払金額などが特定されておらず、文言から一義的に支払金額を特定できないことから、強制執行を実施することが難しい内容となっている。</p> <p>また、債権所管課は、債務者が弁済を怠って行方不明となった後に所在確認をして、再度の分割払いを許容するに際して、実質的に期限の利益を再度付与する行動をとっており、これもまた強制執行を難しくしている。</p> <p>本件債権が、約40年前の県職員による公金詐取事件に係る損害填補賠償であり、債務弁済契約公正証書の作成自体も約30年前であり、公正証書作</p>	<p>現在、債務者の経済状況は、毎月10万円ほどの年金収入のみの生活で、仮に改めて公正証書を作成し、債権回収の確実性を一層確保したとしても、債務者に資産等はなく、実効性には乏しい状況である。</p> <p>また、公正証書は、当事者間の合意が必要であり、作成には10万円以上の費用を必要とする。</p> <p>よって、行政側が強制的に作成できず、また、本件は県への損害賠償事案との性格上、県側が費用負担すべき事案ではない。一方、債務者側は、現在の経済状況から、作成費用を負担することは難しい。</p> <p>両者の合意及び費用負担の点から、再度の合意書の作成は困難である。</p>	<p>会計局会計課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措 置 の 内 容	所管室課
<p>成の経緯やその後の管理についても不明な点が多いのはやむを得ず、現在までの債権所管課の担当者の債権管理に関して問題があると指摘するわけではない。</p> <p>また、債権所管課の担当者は、債務者が行方不明となった後も、債権管理コストを度外視してでも、その所在確認に努め、臨戸訪問を行い、分割弁済を促す努力をしていることについても、債権発生原因が債務者の犯罪行為によって県民財産である公金の毀損を招いたことである以上、致し方ない部分も多い。</p> <p>しかし、仮に債権所管課が今後も本件債権の管理回収を継続する方針を維持するのであれば、債務者が再度分割弁済を停止するなどした際に速やかに回収手続に入ることができるようにするためにも、債務者との交渉の上、執行可能性の高い債務弁済公正証書の作成を検討することが望ましい。（令和3年度包括外部監査結果報告書P175）</p>		
<p><b>30 債権放棄・債務免除について（公金詐取にかかる損害賠償金（債務弁済契約上の金銭債権））</b></p> <p>本件債権については、県職員の公金詐取に係る損害賠償金という特殊な性質のものであるため、債権所管課は、債権放棄や債務免除などをせず可能な限り回収することを基本的な方針としている。</p> <p>しかし、債務者の現在の資力及び年齢を考慮すると、県が最終的に回収できる金額の総額には限られている。</p> <p>債権所管課は、納入通知書の印刷、郵送のための切手代などの債権回収にかかる費用負担もさることながら、債務者の所在確認や返済交渉などに相当程度の時間を割いていることが推察される。</p> <p>しかし、債権の適切な管理は、当然に効率的な債権管理を含むものであり、効率的な債権管理には、回収可能性が全く見込まれない債権については、速やかに債権放棄等の手続を取り、限られた人的資源を、回収可能性の低い債権の管理に配分するのではなく、それ以外の事務に配分するという債権管理コストの視点が必要である。</p> <p>今後も本件債権の管理回収業務に、人員又は時間を掛け続けることについて、経済合理性の観点から、状況に応じて再度検討することも必要であり、債権放棄や債務免除についても検討を行うことが望ましい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P175）</p>	<p>本債権は、多額の公金を職員が詐取したという事件の重大性に鑑み、回収を継続してきたものである。</p> <p>引き続き、債務者の経済状況等を十分に把握しながら、少額であっても、事務の効率性も考慮しながら、債権回収を継続していく。</p>	<p>会計局会計課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>41 条件付き一般競争入札の条件設定（契約解除によって発生した前払金返還に伴う利息債権）</b></p> <p>X社は、工事請負契約締結後に、短期間で一切の工事の実施を行うことができずに解散手続を行っており、合理的に考えて、入札参加時点における財務状況は相当に厳しかったものと考えられる。</p> <p>この点、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定に基づき、経営事項審査を毎年度受けなければならないとされており、このうち経営状況の分析については、同法第27条の24の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行うこととされる。この経営状況分析においては、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量的の4つの観点で、財務諸表から各種分析指標を算出している。</p> <p>そして、県の公共工事を請け負うための競争入札に参加するには、神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則第4条に基づき、入札参加資格の認定を受けなければならないところ、その認定申請には、同条第1項第4号に基づき、上記の経営状況分析を含む経営事項審査の結果を有することが要件とされている。</p> <p>企業庁では、契約にあたっては、入札参加者から最新の経営事項審査の結果の提出を求め、審査の有効期限や設定状況を改めて確認した上で、契約を締結することとしている。</p> <p>それにも拘わらず、企業庁は、谷ヶ原浄水場管内施設の囲障整備工事に際して、契約締結直後に解散するに至ったX社の入札参加を排除することができなかった。それはひとえに、公共工事を直接請け負おうとする建設業者が、直前期の財務諸表などに基づき経営事項審査を受けて入札資格を得ているならば、当該建設業者が期中に経営状況が著しく不良となったとしても、県は当該業者を入札から排除できないからである。</p> <p>しかし、神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則第10条第5号は、明確に「経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められるとき」には入札参加資格の認定は取り消すことができると定めている。</p> <p>そこで、県は、同種類事案が二度と発生しないよう、県庁全体において、一般競争入札に参加する条件として、地方自治法施行令第167条の5第1項に従って、「経営の状況」に関するよりリアルタイム性の高い条件を付すことなど、財務状況の著しく悪化した業者について、適時に入札参加資格の認定取消しを行い、このような業者が入札に</p>	<p>公共工事の入札参加資格は、建設業法に基づく経営事項審査と、本県の工事入札参加資格認定制度により、経営状況も含めて申請時に審査が行われている。</p> <p>また、入札参加資格者名簿に登載された者が、経営不振（銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等）の状態に陥ったときは、経営状態が安定したと認められる日まで入札に参加させない対応がとられている。</p> <p>そうした中、一般競争入札に参加する条件として、「経営の状況」に関するよりリアルタイム性の高い条件を付すことや、極めて多数の工事入札参加資格業者の経営状況を随時把握し、経営状況の著しく悪化した者の資格を取り消すことは、判断の客観性の担保のほか、その具体的方法やコスト、入札執行の事務負担などの点で現実的ではなく、入札参加機会の確保への影響も懸念されることなどから、極めて困難と考える。</p>	<p>所管室課 企業局財務課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>参加する可能性を極小化する手法を検討することが望ましい。</p> <p>この際、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条の趣旨に鑑み、県の発注する公共工事が、県内企業・中小企業の受注の機会の増大を図り、これを支援する側面を持つことに配慮しつつ、全庁的に現状を当然の前提とせず、現状をさらに改善できる解を模索することが望まれる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P203）</p>		
<p><b>46 訴訟提起等の法的回収手段の積極的な実施が望ましい（事業未収金・長期事業未収金）</b></p> <p>住宅供給公社は、債務者から分割払いの申出があった場合、電話にて生活状況、収支状況、勤務状況、健康状況、家族等について聴取した上で分割払いに応じているが、完済までの期間について特に制限を設けておらず、債務者から分納誓約書等の書面の提出も求めていないようである。</p> <p>また、滞納期間が4年を超えて支払われた債務も記録から看取できた。</p> <p>そうすると、債務者の言い分のまま漫然と非常に長期間にわたって債権管理を行うことになりかねず、適正な債権管理という観点からは問題である。</p> <p>このような状況を改善するには、住宅供給公社について、神奈川県債権管理条例が適用されるわけではないことは前提としつつも、神奈川県債権管理条例第5条第3項が法的措置による履行の請求として「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定していることを参考にして、支払督促の申立てを行い、債務名義を取得したうえで債務者から「誓約通りに債務の履行をしないときは、直ちに債務名義に基づく強制執行に服する」との文言を付した分納誓約書の提出を受けて、分割払いに応じることが望ましい。</p> <p>またその他にも、訴訟を提起した上で、債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取した上で、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し（民事訴訟法第267条）、または和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）を得ることにより債務名義を取得する方法により、分割払いに応じるのが実効的な回収に結びつく可能性が高く、望ましいものといえる。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P247）</p>	<p>分割払いを認めるにあたっては、原則として債務者から債務者の実情を勘案した弁済条件による分納誓約書等の書面を徴することとする。</p> <p>分納誓約に応じないとき又は反したときは、債務額、時効、抵当順位、資力、債務者の状況等を踏まえ、支払督促又は訴訟を活用して債務名義を取得し強制執行を検討することとする。</p>	<p>神奈川県住宅供給公社 （公共住宅課）</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p><b>47 貸倒引当金の計上の検討（その他附帯事業収入）</b></p> <p>道路公社は、債務者が賃料等の延納の申入れがあった際、迅速に対応して繰延を決め、その後も債務者の状況に鑑みて、賃料減額や支払延期の措置をとっている。</p> <p>また、その際、道路公社は、債務者との間の覚書によって、条件を詳細に取り決めている。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のみならず、土砂崩落に伴う横浜横須賀道路逗子ICの閉鎖によって、債務者の営業状況に影響があったものの、その際にも道路公社は迅速に対応して賃料減額や支払延期の措置をとった。</p> <p>現状においては、道路公社は、債務者から保証金2,400,000円を預かっているため、本件債権である繰延額2,310,000円が回収できない事態になることは現時点では考えにくい。</p> <p>しかし、貸倒引当金については、以下の点に留意されたい。</p> <p>すなわち、債権の評価については道路公社会計規程第37条においては貸倒償却について規定している。ここでは資産の価額を削除し、これを費用として計上できるケースとして①時効経過後でかつ債務者が所在不明であって差押可能な財産がない場合、②強制執行など取立てに要する費用が債権額を上回る場合、③強制執行後なお回収不能の債権がある場合の3つを挙げている。しかしながら、上記3つのケースに該当しない場合でも、実質的に回収不能と考えられる債権は一定程度存在する。そもそも道路公社会計規程第37条はあくまで債権額を直接減額するケースを規定しているに過ぎず、貸倒引当金の計上を否定しているものではない。</p> <p>このため、現時点で債権の回収可能性に疑義が生じていないとしても、道路公社会計規程第4条において発生主義による会計処理を要求していることに鑑み、道路公社は、今後回収可能性に疑義が生じる場合には貸倒引当金を計上することを検討されたい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P267）</p>	<p>「監査の結果（意見的指摘事項の概要）」に記載があるように、債務者から保証金を預かっているため、現時点でも債権の回収可能性に疑義が生じてはいない。</p> <p>今後も今までと同様に、各事業において債権の回収可能性に疑義が生じる様な場合には、事業そのものの実施の可否を慎重に見極めていく。</p> <p>また、債務者からの保証金を超えて債権が発生する等によって債権の回収可能性に疑義が生じる様な場合には、監事とも相談し、貸倒引当金を計上することを検討する。</p> <p>なお、当該債務者から、令和4年3月に債務（繰延賃料）返済に係る支払計画書が提出されたことを受けて、令和4年度中に当該債務を完済すること、返済が滞る場合には保証金により弁済することを定めた「覚書」を締結した。</p>	<p>神奈川県道路公社 （道路企画課）</p>

（注） 「監査の結果(意見的指摘事項の概要)」欄について、意見的指摘事項の概要は、神奈川県知事からの通知の通りに記載している。